

阪南市人権施策推進基本方針及び基本計画

(基本方針)

1998 (平成10) 年2月4日

改定 2005 (平成17) 年4月1日

改定 2019 (平成31) 年4月1日

(基本計画)

策定 2019 (平成31) 年4月1日



はじめに

「すべての人民にとって達成すべき共通の基準」として採択された「世界人権宣言」の前文には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」と明記されており、「日本国憲法」においても、法の下での平等及び基本的人権の保障が定められています。

本市においても、これまで、「人権擁護都市宣言」、「阪南市人権擁護に関する条例」の理念に基づき、あらゆる差別をなくし、人権尊重を基調とするまちづくりをめざし、取り組んできました。

しかしながら、真に平和と人権が守られる世紀であってほしいとの願いが込められた「人権の世紀」である現在、情報化の進展に伴うインターネットによる人権侵害や差別の助長、ヘイトスピーチ、子ども・障がい者・高齢者への虐待、ドメスティック・バイオレンス、性的マイノリティや外国人労働者受け入れに関する課題のほか、差別の交差性・複合性の問題など、人権の実現に向けての課題がなお残されています。

こうした中、2016（平成28）年、差別の解消を目的とした法律が3法施行されるなど、社会に残る差別意識の解消に向けて大きな動きがありました。

それを受け、本市では、2017（平成29）年、「人権問題に関する市民意識調査」を実施し、市民の人権に関する意識・ニーズを把握・分析するとともに、今般、社会情勢の変化や新たな人権課題にも対応した「阪南市人権施策推進基本方針」の改定を行いました。同時に、人権施策を総合的、計画的に推進するため、新たに「阪南市人権施策推進基本計画」を策定しました。

基本理念である「すべての人が、かけがえのない存在として尊重される人権文化豊かなまち」を実現するためには、行政と、市民、地域団体、NPO、事業所等が協働で取組を進めることが必要です。本市が進めるSDGS（持続可能な開発目標、2015年国連サミットで採択）の理念「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」を実現するため、全力で取り組んでまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本基本方針及び基本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました阪南市人権擁護に関する審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心よりお礼申し上げます。

平成31年3月

阪南市長 水野 謙二

目 次

第1 人権をめぐる状況

- 1 国際的な動向 1
- 2 国内の動向 2
- 3 大阪府の動向 3
- 4 阪南市におけるこれまでの取組 3

第2 基本方針及び計画の位置づけと特徴

- 1 人権施策推進基本方針及び基本計画の位置づけ 5
- 2 基本計画の特徴 6
 - (1) 数値目標(活動指標)による進行管理 6
 - (2) 重点施策の設定の推進 6

第3 人権に関する市民意識調査結果による課題

- 1 調査の方法 6
 - (1) 調査の概要 6
- 2 調査結果の概要 7
 - (1) 人権や差別について 7
 - (2) 女性の人権について 9
 - (3) 子どもの人権について 11
 - (4) 障がい者の人権について 13
 - (5) 在日外国人の人権について 14
 - (6) 高齢者の人権について 15
 - (7) 性的マイノリティの人権について 17
 - (8) 選んだ結婚相手について 19
 - (9) 同和地区や同和地区の人に対する差別について 21
 - (10) 学校で学習した人権学習について 22
 - (11) 結婚差別の認識と実際の行動について 23
 - (12) 学校、職場及び地域等での人権学習・研修経験と実際の行動について 24

第4 基本理念 27

第5 基本的視点

- 1 多様な主体との協働の推進 3 0
- 2 市民参画によるまちづくり 3 0
- 3 ユニバーサルデザインの推進 3 0
- 4 地域での支え合い・助け合いの推進 3 0
- 5 人権尊重の視点に立った行政の推進 3 0

第6 施策の基本方向

- 1 人権意識の高揚を図るための施策 3 1
 - (1) 人権教育・啓発の推進 3 1
 - (2) 人権教育・啓発に取り組む指導者の育成 3 3
- 2 人権擁護に関する施策 3 3
 - (1) 市民の自立と自己実現の支援 3 3
 - (2) 人権に関わる総合的な相談窓口の充実 3 4
 - (3) 人権救済・保護システムの充実 3 4
- 3 取り組むべき主要課題の解決に向けた施策
 - (1) 男女共同参画に関する課題 3 5
 - (2) 子どもに関する課題 3 8
 - (3) 高齢者に関する課題 4 0
 - (4) 障がいのある方に関する課題 4 3
 - (5) 同和問題（部落差別） 4 7
 - (6) 外国人に関する課題 4 9
 - (7) 感染者などに関する課題 5 1
 - (8) 情報化社会における人権課題 5 2
 - (9) 性的マイノリティに関する人権課題 5 4
 - (10) 上記以外の人権課題 5 5

第7 推進にあたって

- 1 推進体制の確立 5 6
 - (1) 庁内推進体制 5 6
 - (2) 大阪府及び他市町村との連携 5 7
 - (3) 市民、地域団体、N P O、事業所との連携 5 7
- 2 進行管理 5 7

資料

- 1 数値目標(活動指標) 5 8
- 2 各事業の担当課 6 0
- 3 人権に関する法律、条令、宣言 7 9
 - (1) 「世界人権宣言」 7 9
 - (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 8 2
 - (3) 「非核平和都市宣言」 8 4
 - (4) 「ゆとり宣言」 8 4
 - (5) 「人権擁護都市宣言」 8 4
 - (6) 「阪南市人権擁護に関する条例」 8 5

第1 人権をめぐる状況

1 国際的な動向

1948（昭和23）年12月10日、「世界人権宣言」は、2度にわたる大きな戦争と大量殺りく、人権侵害への強い反省から、「差別撤廃・人権の確立が平和への基礎である」との考えに基づき、国境を越えた「すべての人民にとって達成すべき共通の基準」として、国際連合総会で採択されました。

その後、国際連合（以下「国連」という。）では、この「世界人権宣言」の精神を具体化する国際人権規約や、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などを通じて、国家の枠組みを越えた国際的な人権保障の確立に努めてきました。

人権教育・啓発については、1994（平成6）年、国連は第49回総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、国連事務総長が「人権教育のための国連10年行動計画」を報告しました。これは、国連が新たな紛争状況の中にあつて、平和創出のためには、「世界中のあらゆる人々が、他者の尊厳の尊重、及びその尊重を保障するための手段と手法を学ぶための、生涯を通じての総合的なプロセスを構成すべきであること」を確信した（「国連人権教育の10年」決議）からにほかなりません。この取組は、その後、初等・中等学校教育に焦点を当てた「人権教育のための世界計画」第1フェーズ*（2005～2009年）行動計画、高等教育及び教員、公務員、法執行者などの人権研修に焦点を当てた第2フェーズ（2010～2014年）行動計画、第1及び第2フェーズの強化とメディア専門家及びジャーナリストへの人権研修に焦点を当てた第3フェーズ（2015～2019年）行動計画に引き継がれ、全世界的な人権教育の推進・発展を図っています。また、第4フェーズ（2020～2024年）行動計画では、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くことが決議されました。さらに、第3フェーズの強化とともに、「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ*、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」と盛り込んでいます。

※フェーズ 段階、局面、時期。

※グローバル・シチズンシップ 地球に住む人類としての共通の身分や権利、義務。

2 国内の動向

わが国においては、1947（昭和22）年、「国民主権」、「恒久平和」、「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた「日本国憲法」が制定されるとともに、国際人権規約をはじめ、人権関連条約が次々と批准されてきました。

個別の人権課題については、1965（昭和40）年、同和対策審議会答申で、同和問題（部落差別）の解決が国の責務であり、国民的課題であることが初めて明言され、1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」など、解決のための取組が行われてきました。以後、1993（平成5）年「障害者基本法」、1995（平成7）年「高齢社会対策基本法」、1999（平成11）年「男女共同参画社会基本法」、2000（平成12）年「児童虐待の防止等に関する法律」、2001（平成13）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、2005（平成17）年「犯罪被害者等基本法」、2006（平成18）年「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」、2009（平成21）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、2015（平成27）年「生活困窮者自立支援法」など、さまざまな法律が制定されています。

2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のほか、表現の自由の名のもとに日本国外にルーツを持つ市民・住民に対して行うヘイトスピーチ*やヘイトデモ活動を解消するための「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、情報化の進展に伴い、新たにインターネット上で生じている部落差別などを解消するための「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

しかしながら、この間の社会情勢は、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、非正規雇用の増大、子ども・障がい者・高齢者への虐待、ドメスティック・バイオレンス*等暴力の深刻化など著しく変化し続けており、性的マイノリティ、複合的に困難な状況に置かれている人々、外国人労働者の受け入れ拡大などの新たな課題もあります。

人権教育・啓発については、「人権教育のための国連10年」の国連決議を受け、1997（平成9）年、「人権教育のための国連10年行動計画」が策定され、国、地方自治体においても人権保障のための積極的な取組が進められてきました。

人権擁護施策の推進については、1997（平成9）年に施行された「人権擁護施策推進法」に基づき、人権擁護推進審議会が設置され、1999（平成11）年7月には、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」と題する答申が出され、国、地方公共団体などが取り組むべき施策の方向性が示されるとともに、2000（平成12）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき、2002（平成14）年、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

※ヘイトスピーチ 特定の人種や民族など少数者への差別をあおる表現や排外主義的な言動。

※ドメスティック・バイオレンス 配偶者・元配偶者等、親密な関係にある、または関係にあつた者の間で起こる暴力、及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

3 大阪府の動向

大阪府においては、1994（平成6）年、「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」が策定され、「人権という普遍的文化」を構築するという目標を掲げ、人権教育が推進されてきました。1998（平成10）年には、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」により、人権尊重の社会づくりをめざし、大阪府の人権施策を進める枠組みがつくられるとともに、2001（平成13年）には、その条例の具現化のため、「大阪府人権施策推進基本方針」が策定されました。

また、2015（平成27）年には、差別解消について府民の理解を深めることを目的とした、「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定されています。

4 阪南市におけるこれまでの取組

本市においては、1990（平成2）年に人権啓発推進本部を設置し、以降、全庁的な取組として、市民の人権意識の向上に努めてきました。1993（平成5）年6月11日、阪南市議会が、「人権擁護都市宣言」を決議し、これを受けて、本市として1994（平成6）年4月1日、「阪南市人権擁護に関する条例」を制定し、あらゆる差別をなくし、人権尊重を基調とする阪南市をめざし、施策を推進してきました。

1997（平成9）年には、阪南市人権擁護に関する条例第6条に基づき、市民の人権に関する意識の現状を調査・分析し、今後の人権施策のあり方・方向性を考えることを目的に、「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。この調査結果では、市民の中になお人権問題に関して誤った認識が存在することが明らかになり、これを払拭するためにも、人権問題に関する教育・啓発活動のより一層の充実が必要であるという結果が得られました。

この結果を踏まえて、1998（平成10）年2月、本市における人権施策の長期的な方向性を示す「阪南市人権施策推進基本方針」を策定し、人権施策を総合的に推進していくこととしました。さらに、1998（平成10）年7月に「阪南市同和行政基本方針」、2000（平成12）年3月に「阪南市同和行政推進プラン」を策定し、人権問題を重要な行政課題と位置づけ、同和問題（部落差別）の解決へ向けた啓発活動をはじめ、さまざまな分野で差別意識の解消や市民一人ひとりの人権意識の高揚をめざして取り組んできました。

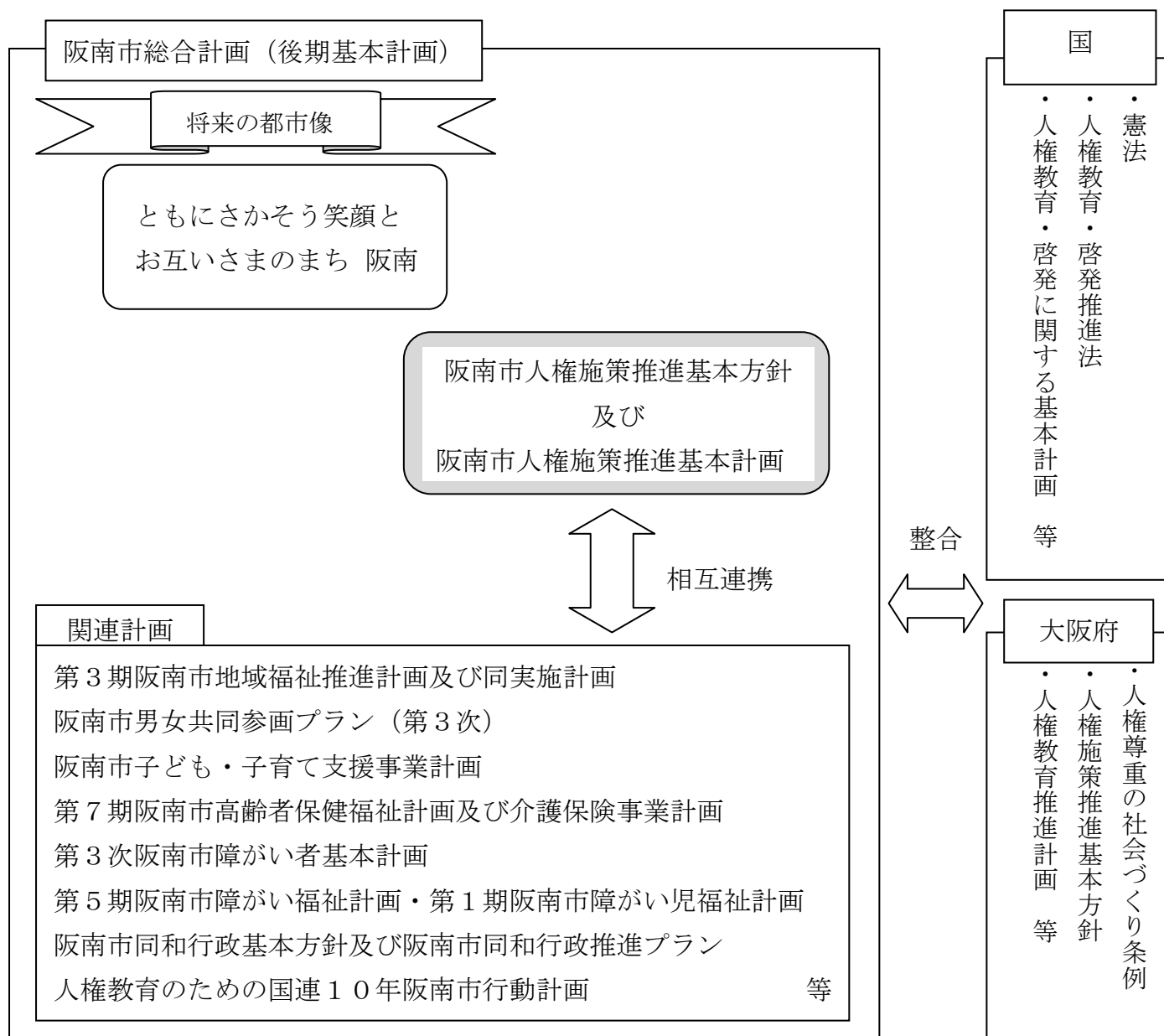
1998（平成10）年3月には、「人権教育のための国連10年阪南市行動計画」を策定し、日常生活の中に人権尊重の精神が息づく、人権文化豊かなまちづくりを目標に、人権教育の推進に努めてきました。

具体的な事業展開としては、同和問題（部落差別）をはじめとするさまざまな人権問題について市民一人ひとりが自らの問題として取り組めるよう、「ヒューマンライツセミナー」、「ヒューマンライツセミナー出張講座」、「人権を考える市民の集い」を開催し、多くの市民の参画を得ています。

2005（平成17）年4月の「阪南市人権施策推進基本方針」改定から今日まで、社会情勢や人権施策をめぐる状況にさまざまな変化が生じています。ついては、この間の法制度の改正や市民意識の変容などを反映し、「阪南市人権施策推進基本方針」の改定と、新たに「阪南市人権施策推進基本計画」を策定するため、2017（平成29）年、「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。

第2 基本方針及び計画の位置づけと特徴

1 人権施策推進基本方針及び基本計画の位置づけ



本方針及び計画は、「阪南市総合計画2012～2021」の後期基本計画（2017～2021年度）の分野別計画として、人権施策の推進やその方向性を定めるものです。策定にあたっては、「憲法」及び「人権教育・啓発推進法」をはじめとする人権に関わる法制度や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、大阪府の「人権施策推進基本方針」などとの整合性を図るとともに、本市における男女共同参画、高齢者、子ども、障がい者等に関する分野別計画との相互連携を図っています。

2 基本計画の特徴

(1) 数値目標（活動指標※）による進行管理

基本計画の達成を着実にするため、推進主体を明確にし、可能な限り数値目標を設定し、年度ごとの評価と進捗管理を行います。

※活動指標 「どんな取組をどれくらいするか」の指標で、行政活動の結果を表す。アウトプット指標。

(2) 重点施策の設定の推進

基本計画の実効性を高めるために、以下の3点を重点施策として設定し、取組を進めます。

- ア 性的マイノリティについての認知度の向上
- イ 同和問題（部落差別）をはじめ、さまざまな人権課題についての教育・啓発
- ウ 阪南市本人通知制度の周知

第3 人権に関する市民意識調査結果による課題

「阪南市人権施策推進方針」の改定及び「阪南市人権施策基本計画」の策定にあたり、人権に関する市民の意識や現状を把握し、市の人権施策を推進する上での基礎資料として活用するため、2017（平成29）年11月に「人権問題に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

1 調査の方法

(1) 調査の概要

- ア 調査対象： 住民基本台帳から無作為抽出した満20歳以上の市民2,500人
- イ 調査方法： 郵送による調査票の配布及び回収（無記名）
- ウ 調査期間： 2017（平成29）年11月22日から12月18日まで
- エ 有効回収数： 1,044（回収数1,048 有効回収率41.8%）
図及び表ではN数で表す。

2 調査結果の概要

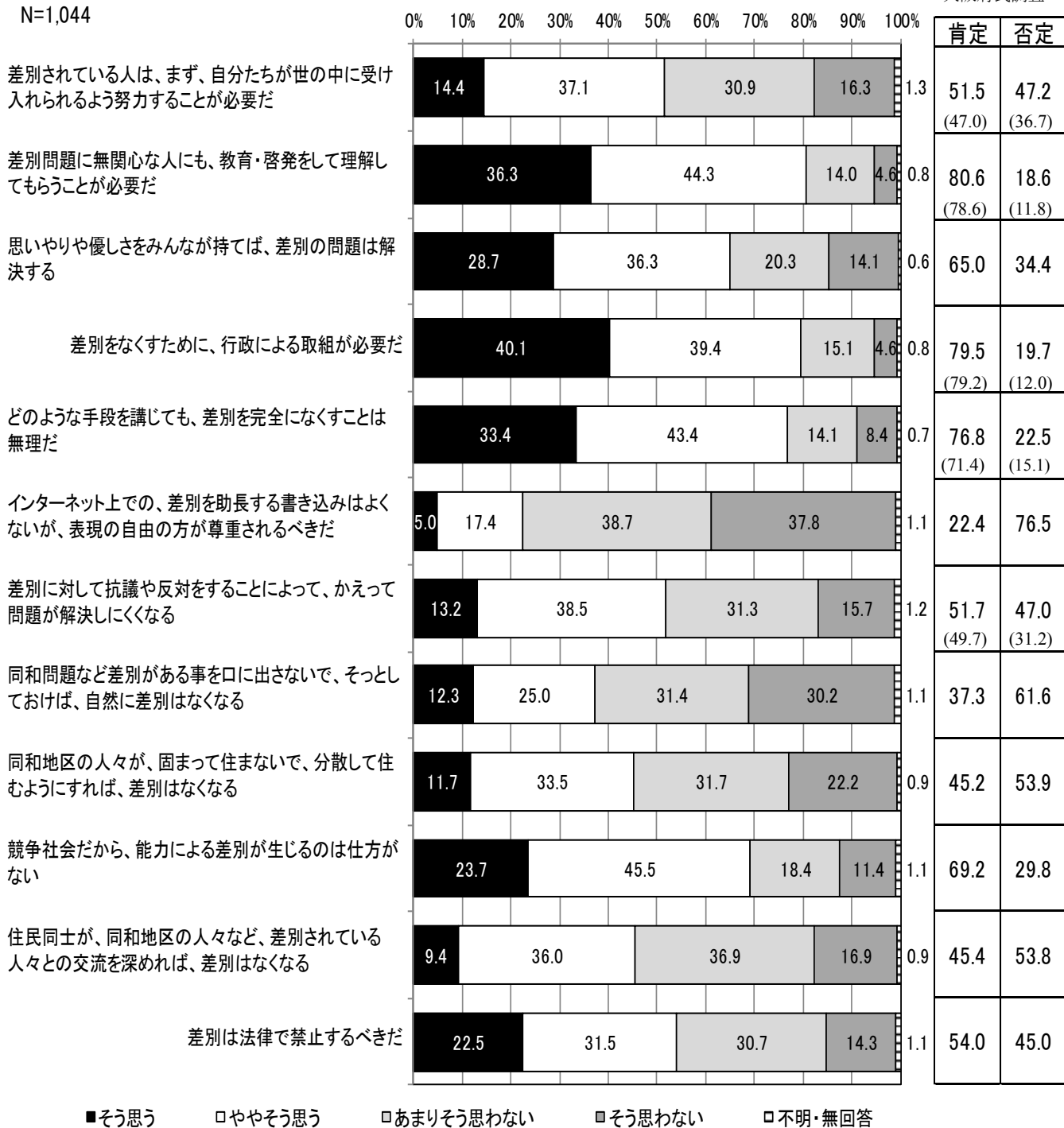
(1) 人権や差別について

表-1

図-1 「人権」や「差別」について、どう思うか。

() 内は2015年
大阪府民調査

N=1,044



肯定：「そう思う」「ややそう思う」の合計

否定：「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計

肯定的な回答（そう思う、ややそう思う）は、多い順に、「差別問題に無関心な人にも、教育・啓発をして理解してもらわなければならない」が80.6%、「差別をなくすために、行

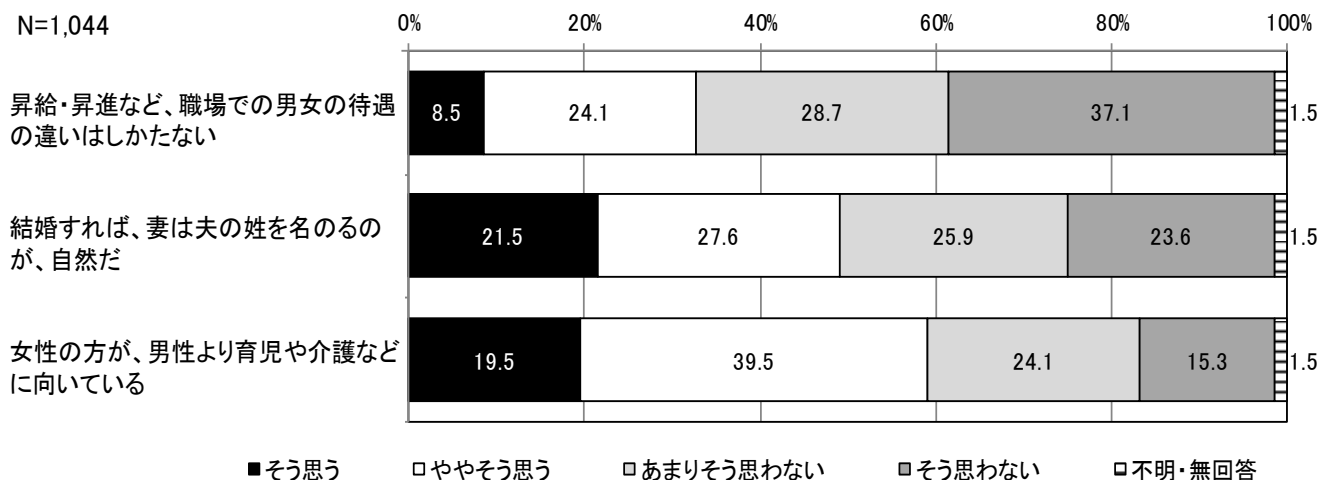
政による取組が必要だ」が79.5%、「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」が76.8%となっています。この「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」という考えを受け、本市としては、市民が差別をなくすことを無理だとあきらめてしまわないように、人権教育・啓発において、差別の解消への希望と意欲が持てるような内容の工夫が求められます。

また、肯定的、否定的な回答の差が一番小さく、ほぼ同程度であったのは、「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」でした。差別の原因を、差別されている人の責任にせず、誰もが自分たちの問題と捉え、誰も排除しないことや差別解消のため、さまざまな障壁を取り除こうという意識を持ち、行動ができるよう、市民へ正しい知識を広める取組が求められます。

2015（平成27）年の大阪府「人権問題に関する府民意識調査」では、選択肢に「何とも言えない」があるため、厳密な比較とは言えませんが、「市民意識調査」と比較して回答結果で特に差が大きかったのは、「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」の設問でした。「市民意識調査」の方が、「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」への否定的な回答（そう思わない、あまりそう思わない）が多い結果となりました。とはいえ、「市民意識調査」における、肯定的、否定的な回答の差は、4.7%と僅差であったことから、差別に気づき、差別行為に対して反対であるとの意思表示や働きかけをすることの重要性について、市民の理解を促す取組が求められます。

(2) 女性の人権について

図－２ 女性の人権について



表－２

N=1,044	肯定	否定
(1) 昇給・昇進など、職場での男女の待遇の違いはしかたない	32.6	65.8
(2) 結婚すれば、妻は夫の姓を名のるのが、自然だ	49.1	49.5
(3) 女性の方が、男性より育児や介護などに向いている	59.0	39.4

肯定：「そう思う」「ややそう思う」の合計

否定：「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計

(1)「昇給・昇進など、職場での男女の待遇の違いはしかたない」について、全体では、否定的な回答（そう思わない、あまりそう思わない）が65.8%でした。中でも、30歳代では、80.0%と高い割合で、職場での男女の待遇の違いに対する否定的な意見が寄せられました。一方、(3)「女性の方が、男性より育児や介護などに向いている」では、59.0%が肯定的な回答（そう思う、ややそう思う）となっています。これらのことから、全体的に、職場での男女の待遇格差には異論があるが、育児や介護は女性が望ましいと考える市民が多い結果となりました。

しかしながら、女性が育児や介護をしながら、職場では男女の待遇の差が出ないよう働くことは容易ではありません。

働き方について、多様な選択肢を可能とするワーク・ライフ・バランス*の実現をめざした取組を進めるとともに、性別によって、育児や介護、仕事などの役割分担を決めるのではなく、すべての人が自ら希望する生き方を選択でき、個性と能力を十分に発揮することができるまちづくりのため、おとなへの教育・啓発だけでなく、子どもの頃から男女共同参画の意識づくりに取り組むことが必要です。

また、(2)「結婚すれば、妻は夫の姓を名のるのが、自然だ」については、肯定的な意見が49.1%、否定的な意見49.5%と、ほぼ同程度の結果となりました。

日本では、氏の使用が義務化された翌年1876（明治9）年の太政官指令で夫婦別氏制を用いることとされました。しかし、1898（明治31）年民法（旧法）により、「家」制度が導入され、夫婦同氏制が採用されることとなり、1947（昭和22）年改正民法では、旧民法の夫婦同姓の原則を維持しつつ、男女平等の理念に沿って、夫婦は合意により、夫または妻のいずれかの氏を称することができるとされました。

厚生労働省の「平成28年度人口動態統計特殊報告」によると、婚姻後、妻の氏を選択した夫妻は、1975（昭和50）年に1.2%、2015（平成27）年に4.0%でした。この40年間の推移から、妻の氏を選択した夫妻は、1.2%から4.0%と微増していますが、96.0%が夫の氏を選択している現状にあります。

夫婦別姓を認めない民法の規定について、2015（平成27）年、最高裁大法廷は、「合憲」とする初の判断をしました。国際社会では、夫婦同姓を法律で義務付けている国はほとんどなく、夫婦別姓または自由に姓を選択できる国が多いことから、日本は、国連の女性差別撤廃委員会から、「夫婦の氏を選択に関する差別的な法規定が撤廃されていない」として、再三に渡り、勧告を受けています。

※ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和。

(3) 子どもの人権について

図-3 子どもの人権について

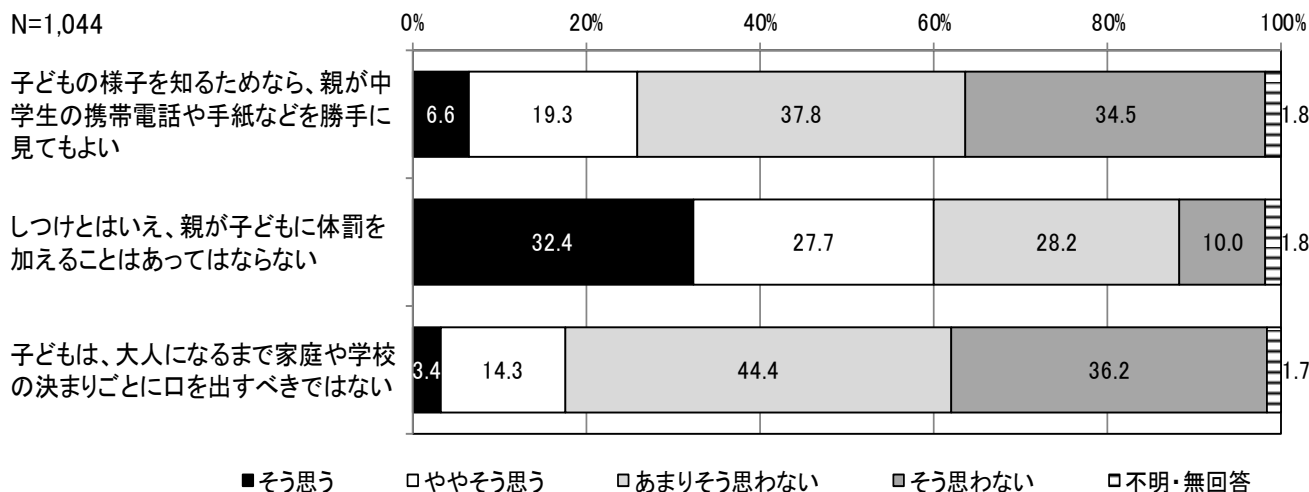


表-3

N=1,044	肯定	否定
(1) 子どもの様子を知るためなら、親が中学生の携帯電話や手紙などを勝手に見てもよい	25.9	72.3
(2) しつけとはいえ、親が子どもに体罰を加えることはあってはならない	60.1	38.2
(3) 子どもは、おとなになるまで家庭や学校の決まりごとに口を出すべきではない	17.7	80.6

肯定：「そう思う」「ややそう思う」の合計

否定：「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計

(1) 「子どもの様子を知るためなら、親が中学生の携帯電話や手紙などを勝手に見てもよい」では、否定的な回答（そう思わない、あまりそう思わない）が72.3%で、(3) 「子どもは、おとなになるまで家庭や学校の決まりごとに口を出すべきではない」でも、否定的な回答が80.6%と、否定的な回答が多い結果となっています。

一方、(2) 「しつけとはいえ、親が子どもに体罰を加えることはあってはならない」については、肯定的な回答が60.1%で、否定的な回答が38.2%と、回答の差が縮まっています。

国連で採択された「子どもの権利条約」の第16条には、「子どもは、自分のこと、家族の暮らし、住所、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができる」、「他人から誇りを傷つけられない権利がある」という、プライバシー・名誉の保護がうたわれており、第12条には、「子どもは、自分に関係のあることについて、自由に自分の意見を表す権利を持っている」、「その意見は、子どもの発達に応じて十分に考慮されなければならない」という、意見を表す権利がうたわれています。

また、第19条には、「保護者が子どもを育てている間、どんな形であれ、子どもが暴力を振るわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければならない」という、虐待・放任からの保護がうたわれています。

しかしながら、厚生労働省が公表した2017（平成29）年度の児童虐待対応件数は13万件を超え、統計を取り始めた年から27年連続の増加となっています。

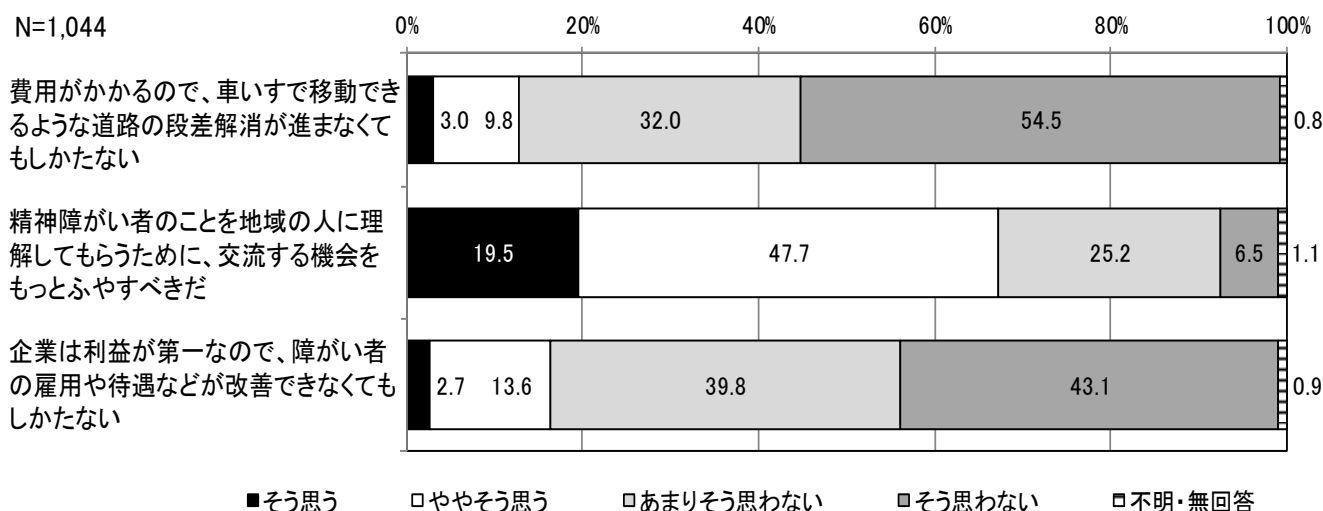
これまで日本は、国連の子どもの権利委員会等から、再三に渡り、「子どもを対象とした体罰及びあらゆる形態の品位を傷つける取り扱いを法律により明示的に禁止する」よう勧告されてきました。勧告を受け、日本は、2011（平成23）年、民法第822条の親の子どもに対する懲戒権を改正し、「親権を行うものは、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」に「子の利益のために」という文言を入れるとともに、改正「子ども虐待対応の手引き」でも、「子どもをたたく行為が、子どもへの身体的虐待にあたる」、「暴行や体罰などをしつけであると主張する場合があるが、これらの行為は子どもにとって効果がないばかりか悪影響をもたらすものであり、不適切な行為であることを認識すべきである」と明記するなど、改善に取り組んできました。

このような日本の取組は、一定の評価を受けましたが、「しつけ」と称した「体罰」がいまだ許容されているとして、さらに、法律で子どもへの体罰を全面禁止すること、親の子どもに対する懲戒権についても全面削除すること等の達成が求められています。2018（平成30）年10月現在、家庭を含み、あらゆる状況において、子どもへの体罰を法的に禁止している国は、54か国に上っています。

子どもの最善の利益のため、「子どもの権利条約」の内容について、教育・啓発を行うとともに、引き続き、体罰によらないしつけ・教育の推進、家庭への支援などに取り組むことが求められます。

(4) 障がい者の人権について

図－４ 障がい者の人権について



表－４

N=1,044	肯定	否定
(1) 費用がかかるので、車いすで移動できるような道路の段差解消が進まなくてもしかたない	12.8	86.5
(2) 精神障がい者のことを地域の人に理解してもらうために、交流する機会をもっとふやすべきだ	67.2	31.7
(3) 企業は利益が第一なので、障がい者の雇用や待遇などが改善できなくてもしかたない	16.3	82.9

肯定：「そう思う」「ややそう思う」の合計

否定：「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計

(1)「費用がかかるので、車いすで移動できるような道路の段差解消が進まなくてもしかたない」では、否定的な回答（そう思わない、あまりそう思わない）が86.5%で、(3)「企業は利益が第一なので、障がい者の雇用や待遇などが改善できなくてもしかたない」でも、否定的な回答が82.9%と、否定的な回答が多い結果となっています。

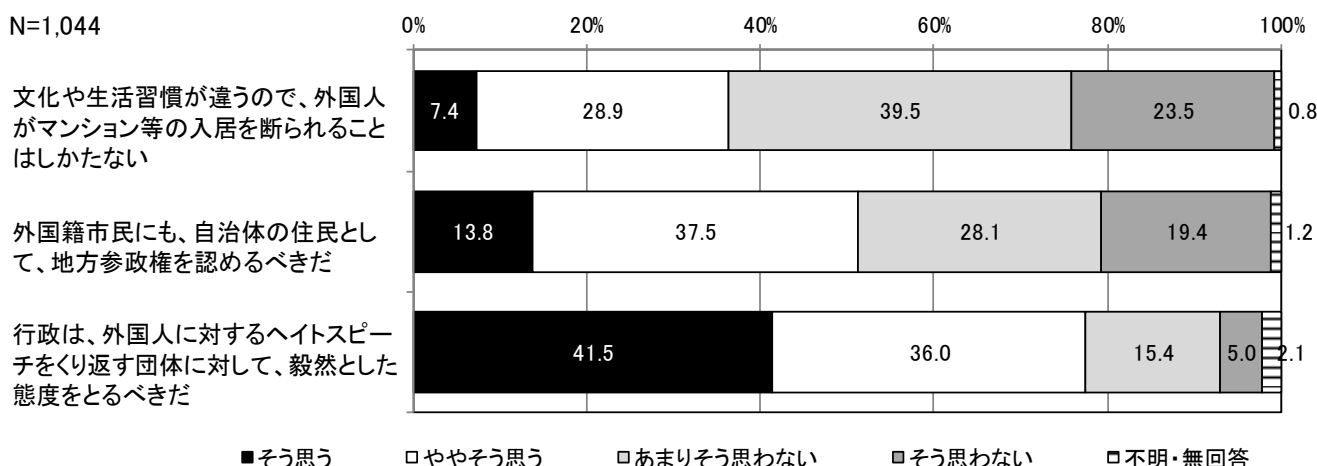
一方、(2)「精神障がい者のことを地域の人に理解してもらうために、交流する機会をもっとふやすべきだ」については、肯定的な回答が67.2%で、否定的な回答が31.7%と回答の差が縮まっています。

2016（平成28）年制定の「障害を理由とする差別の解消に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」等について、引き続き、さまざまな機会を利用して教育・啓発を行い、理解を広めるとともに、障がいのある人が、自己決定に基づき社会参加する主体として自己実現できるよう、環境の整備に取り組む必要があります。

また、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を実現するとともに、引き続き、精神障がい者への理解を促進するための教育・啓発や、交流の促進に取り組むことが求められます。

(5) 在日外国人の人権について

図－5 在日外国人の人権について



表－5

N=1,044		肯定	否定
(1)	文化や生活習慣が違うので、外国人がマンション等の入居を断られることはしかたない	36.3	63.0
(2)	外国籍市民にも、自治体の住民として、地方参政権を認めるべきだ	51.3	47.5
(3)	行政は、外国人に対するヘイトスピーチをくり返す団体に対して、毅然とした態度をとるべきだ	77.5	20.4

肯定：「そう思う」「ややそう思う」の合計

否定：「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計

(3)「行政は、外国人に対するヘイトスピーチをくり返す団体に対して、毅然とした態度をとるべきだ」では、肯定的な意見が77.5%で、否定的な意見が20.4%と、肯定的な回答が多い結果となっています。引き続き、2016（平成28）年の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の内容について、普及啓発を行うとともに、不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進が求められます。

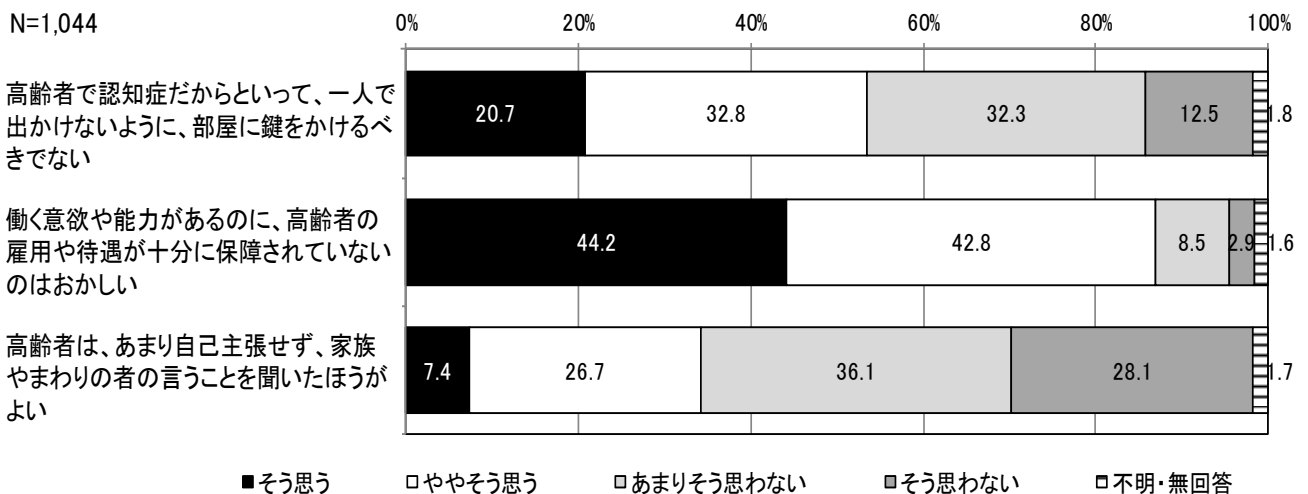
一方、(1)「文化や生活習慣が違うので、外国人がマンション等の入居を断られることはしかたない」については、肯定的な意見が36.3%で、否定的な意見が63.0%と意見の差が縮まっています。多文化共生を促進するため、教育・啓発の推進や、交流の促進とともに、多言語での生活情報の提供や相談窓口の充実などの支援が必要です。

肯定的な意見が51.3%、否定的な意見が47.5%と、ほぼ同程度となったのは、(2)「外国籍市民にも、自治体の住民として、地方参政権を認めるべきだ」でした。国際社会の状況を見ると、国政参政権について、付与しているのは、2018（平成30）年8月現在、十数か国です。地方参政権については、EU（欧州連合）加盟国間の相互付与などを含め、約40か国で認められています。アジアでは唯一、2005（平成17）年8月、韓国が永住権取得後3年を経過した外国人に対して地方参政権を付与しています。

日本では、国政及び地方参政権は認められていませんが、住民が自治体政策の重要事項について、直接意思表示を行うという住民投票では、外国籍住民の投票を認める自治体が増えてきています。本市においても、2019（平成31）年に制定予定の「（仮称）阪南市住民投票条例」において、外国籍住民の住民投票への参加について検討を行っているところです。

(6) 高齢者の人権について

図－6 高齢者の人権について



表－6

N=1,044		肯定	否定
(1)	高齢者で認知症だからといって、一人で出かけないように、部屋に鍵をかけるべきでない	53.5	44.8
(2)	働く意欲や能力があるのに、高齢者の雇用や待遇が十分に保障されていないのはおかしい	87.0	11.4
(3)	高齢者は、あまり自己主張せず、家族やまわりの者の言うことを聞いたほうがよい	34.1	64.2

肯定：「そう思う」「ややそう思う」の合計

否定：「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計

(2)「働く意欲や能力があるのに、高齢者の雇用や待遇が十分に保障されていないのはおかしい」では、肯定的な回答が87.0%と高い結果となっています。2013（平成25）年に改正された「高齢者雇用安定法」では、65歳までの希望者全員の再雇用が可能となりました。引き続き、人権尊重に基づいた職場環境が整備されるよう、情報提供を行うとともに、人権教育・啓発の推進を図ることが必要です。

一方、(3)「高齢者は、あまり自己主張せず、家族やまわりの者の言うことを聞いたほうがよい」については、肯定的な意見が34.1%で、否定的な意見が64.2%と意見の差が縮まっています。認知症の有無に関わらず、すべての国民の基本的な人権、自己決定権、個人の幸福追求権などがうたわれている「日本国憲法」をはじめ、2006（平成18）年の介護保険法改正では、第1条で「尊厳の保持」が掲げられ、「介護を要する状態となった人が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと」が目的とされています。今後とも、高齢者の基本的な人権について、市民へ正しい知識を広める取組を継続して行っていく必要があります。

肯定的な意見が53.5%、否定的な意見が44.8%と、差が一番縮まったのは、(1)「高齢者で認知症だからといって、一人で出かけないように、部屋に鍵をかけるべきでない」でした。「日本国憲法」第18条には、「人身の自由」が掲げられ、第31条には、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪は（わ）れ、又はその他の刑罰を科せられない」とあります。

2001（平成13）年に厚生労働省が発行した「身体拘束ゼロへの手引き」には、「徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る」、「点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける」、「自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する（部屋や家の外側から鍵をかけ、中から出られないようにする「外鍵」も該当する）」などが身体拘束の事例として、紹介されています。これらの身体拘束については、緊急やむを得ないとして、法律の定める手続を経た場合以外は、高齢者虐待に該当します。

虐待については、虐待を行っている養護者や、虐待を受けている高齢者の自覚は問わないため、仮に養護者が愛情を持って熱心に介護をしている実態があつたとしても、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」を基に客観的事実として、高齢者虐待の有無が判断されます。

高齢者が尊厳を保持し、周囲からも個人として尊重され、その能力に応じ主体性をもって自立した生活が実現できるよう、引き続き、知識理解を促進するための教育・啓発や、交流の促進に取り組むことが求められます。

(7) 性的マイノリティの人権について

図-7 性的マイノリティの人権について

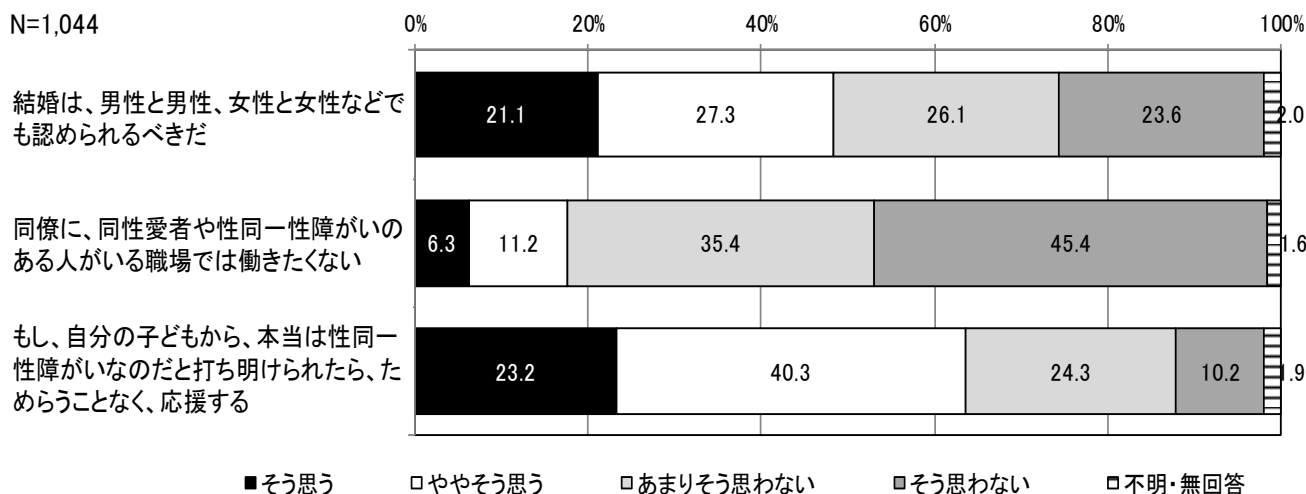


表-7

N=1,044	肯定	否定
(1) 結婚は、男性と男性、女性と女性などでも認められるべきだ	48.4	49.7
(2) 同僚に、同性愛者や性同一性障がいのある人がいる職場では働きたくない	17.5	80.8
(3) もし、自分の子どもから、本当は性同一性障がいなのだと打ち明けられたら、ためらうことなく、応援する	63.5	34.5

肯定：「そう思う」「ややそう思う」の合計

否定：「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計

(2)「同僚に、同性愛者や性同一性障がいのある人がいる職場では働きたくない」では、否定的な回答が80.8%と高い結果となっています。

一方、(3)「もし、自分の子どもから、本当は性同一性障がいなのだと打ち明けられたら、ためらうことなく、応援する」については、肯定的な意見が63.5%で、否定的な意見が34.5%と意見の差が縮まっています。

「性自認（自分自身が認識している性別）」と「身体の性（出生時に判定された性別）」が一致しないという性同一性障害の人は、望む性別で取り扱われないことにより、トイレや更衣室使用時の制限、服装規制など、日常生活のさまざまな場面で困難に直面している状況にあります。

2004（平成16）年施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、性同一性障がいの人々のうち、一定の要件を満たせば、戸籍上の性別記載を変更できるようになりました。また、2015（平成27）年には、文部科学省が、性的指向や性自認について悩みを抱える児童生徒に対し、きめ細やかな対応の実施などを定め

た通知を出しています。多様な性のあり方を当たり前とした社会づくりのため、性的マイノリティについて理解を促進するための教育・啓発に取り組むことが求められます。

肯定的な意見が48.4%、否定的な意見が49.7%と、ほぼ同程度となったのは、(1)「結婚は、男性と男性、女性と女性などでも認められるべきだ」でした。

国際社会では、2018（平成30）年12月現在、同性婚及びパートナーシップなど同性カップルの権利を保障する制度を持つ国・地域は世界中の約20%となっています。アジアでは、台湾で、同性婚を認めていない現行民法が違憲とされたため、2019（平成31）年内に、同性婚を認める法案が制定されることになっています。

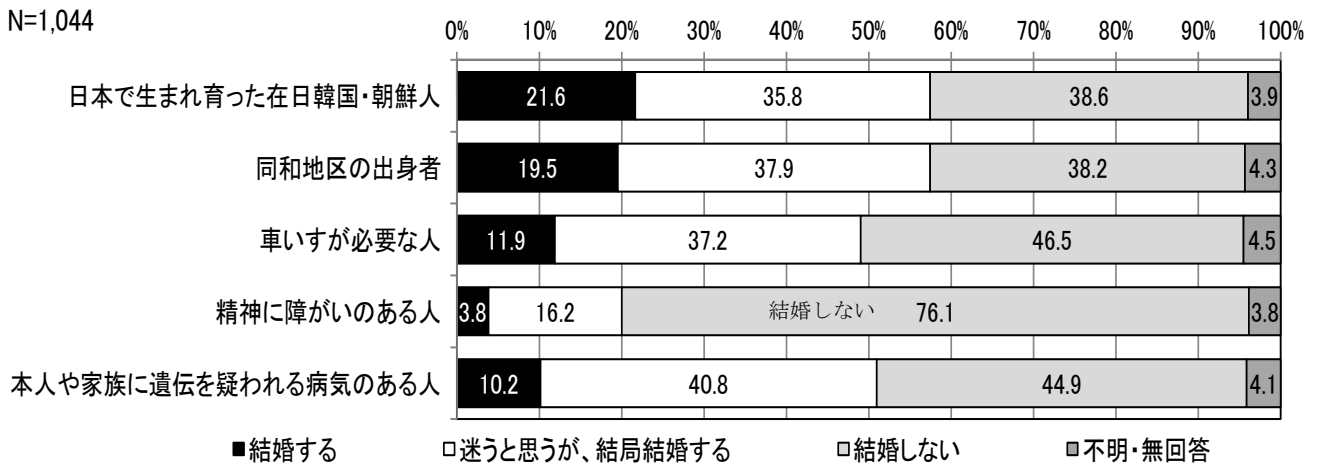
また、性的指向に関する差別禁止法が存在する国・地域は、2016（平成28）年8月現在、76か国と85地域に及んでいます。現在、日本には、性的指向に関する差別禁止法はありませんが、国会で、性的マイノリティへの差別的な取扱いを禁止する議員立法の提出が進められているところです。

同性婚についても、現在、日本では法的に認められていません。同性カップルには、婚姻によって認められる遺産相続や公的医療保険の被扶養者としての給付、公的年金の被保険者等の社会的権利や、労災補償制度の遺族補償給付等の法的保障が与えられていないため、地方自治体の中では、独自に同性パートナーシップ制度を導入して、性的マイノリティを支援する動きもあります。企業においても、同性パートナーについて、婚姻による配偶者と同様に、各種手当の支給、休暇などの取得ができるように社内制度を整備するところも増えてきています。

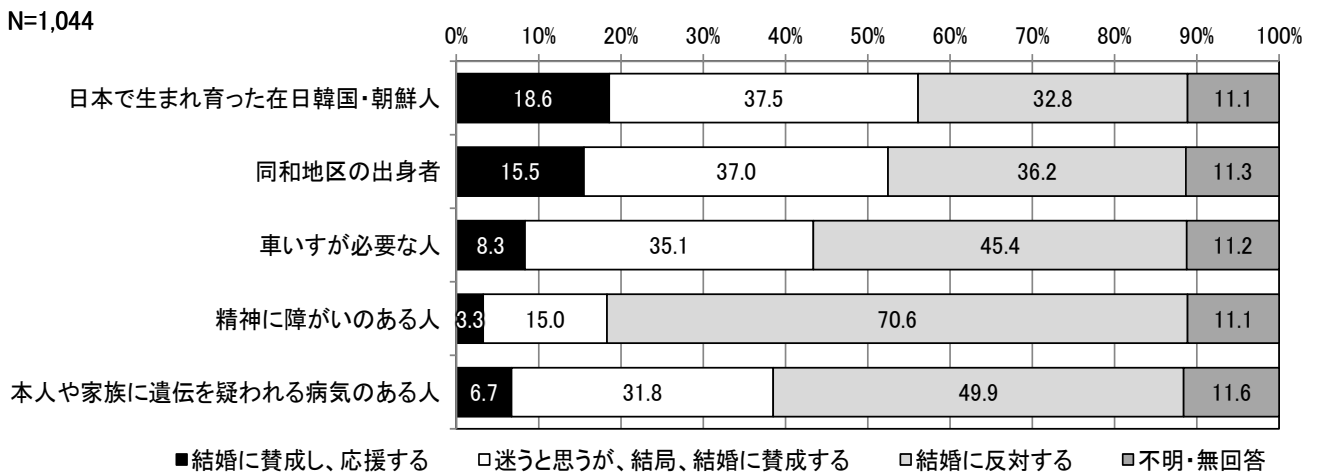
多様な性のあり方を当たり前とした社会づくりのため、引き続き、性的マイノリティに対する理解を促進するための教育・啓発に取り組むことが求められます。

(8) 選んだ結婚相手について

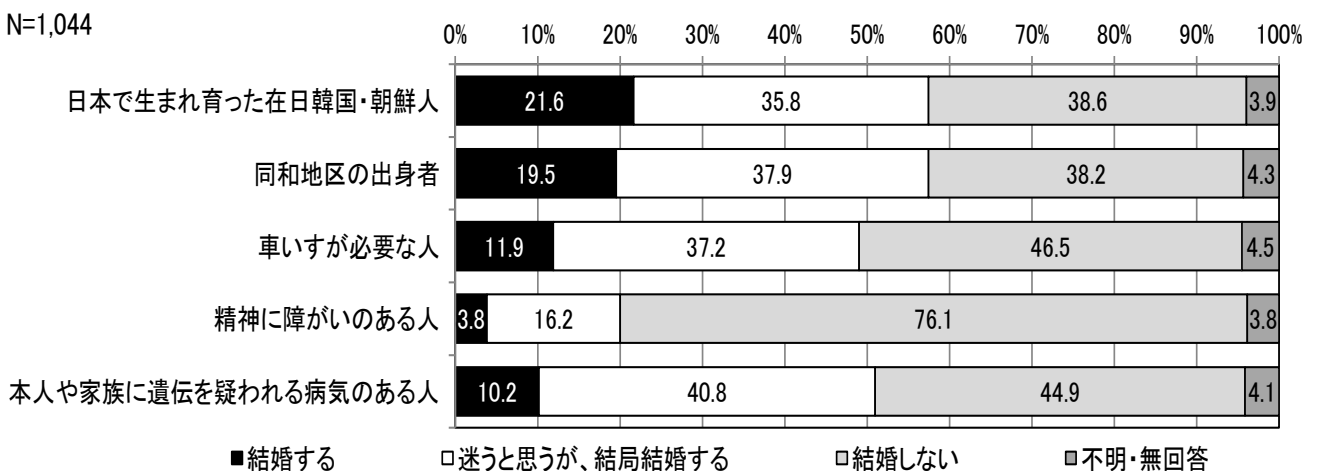
図－8 選んだ結婚相手が、次のような人であった場合について（本人の場合）



図－9 選んだ結婚相手が、次のような人であった場合について（子どもの相手が女性の場合）



図－10 選んだ結婚相手が、次のような人であった場合について（子どもの相手が男性の場合）



選んだ結婚相手が「精神に障がいのある人」について、本人の場合、子どもの場合に関わらず、「結婚しない」または「結婚に反対する」が70%以上と一番多くなっています。

一方、「日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人」及び「同和地区の出身者」については、本人の場合、子どもの場合に関わらず、「結婚しない」または「結婚に反対する」が30%台で、「車いすが必要な人」及び「本人や家族に遺伝を疑われる病気のある人」では、「結婚しない」または「結婚に反対する」が40%台でした。

日本国憲法第13条には、個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重がうたわれており、第24条には、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」とあります。これにより、家族や親戚等から反対があったとしても、婚姻年齢に達し、互いに婚姻の意思があれば、婚姻ができることとなっています。

だれもが、個人として尊重され、幸福追求ができるよう、引き続き、精神障がいを含め、個別の人権課題について、理解を促す教育・啓発の促進に取り組む必要があります。

(9) 同和地区や同和地区の人に対する差別について

図-11 同和地区や同和地区の人に対する差別の有無について

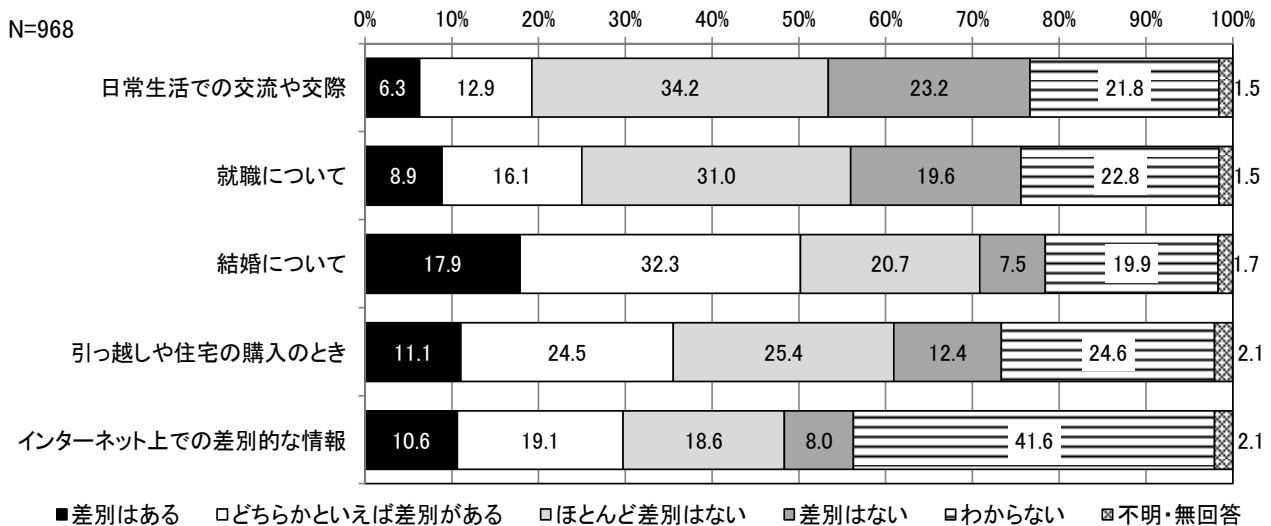


表-8

N=968	差別はある	差別はない
(1) 日常生活での交流や交際	19.2	57.4
(2) 就職について	25.0	50.6
(3) 結婚について	50.2	28.2
(4) 引っ越しや住宅の購入のとき	35.6	37.8
(5) インターネット上での差別的な情報	29.7	26.6

差別はある：「差別はある」「どちらかといえば差別はある」の合計 差別はない：「差別はない」「ほとんど差別はない」の合計

同和地区や同和地区の人に対する差別について、「日常生活での交流や交際」及び「就職について」では、「差別はない」、「ほとんど差別はない」と回答した人が50%以上と多くなっています。

一方、「結婚について」では、「差別はある」、「どちらかといえば差別がある」と回答した人が50.2%と一番多くなっています。また、「引っ越しや住宅の購入のとき」及び「インターネット上での差別的な情報」では、「差別はある」と「差別はない」の回答の差が近くなっています。「インターネット上での差別的な情報」では、「わからない」が41.6%ありました。

2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」には、「現在もなお部落差別が存在する」と明記されています。また、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とも記されています。

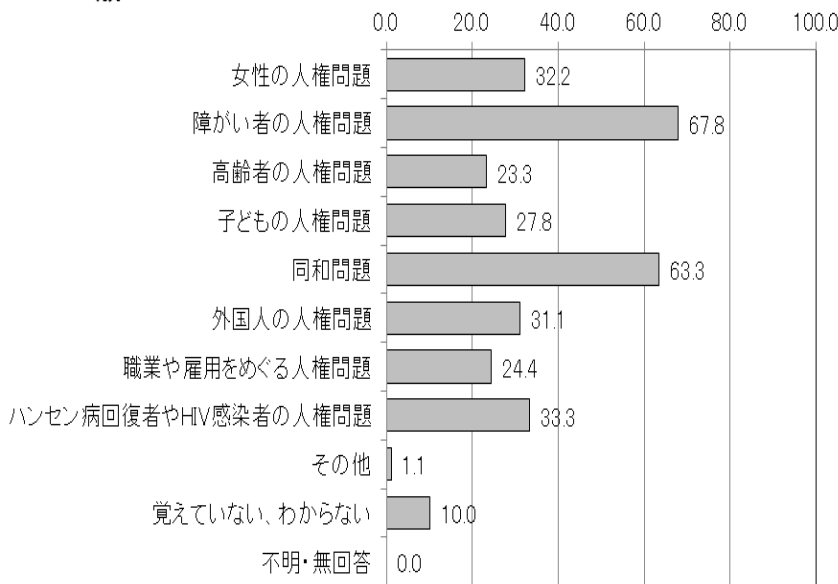
国連においても、同和問題（部落差別）は、「職業及び世系に基づく差別」に関する重要な人権課題として取り上げられています。

情報化社会における人権課題も含め、同和問題（部落差別）解消のため、引き続き、教育・啓発活動の積極的な推進が求められます。

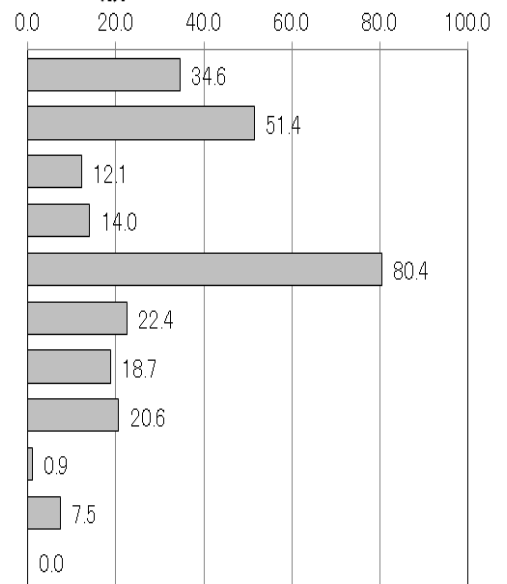
(10) 学校で学習した人権学習について

図－１２ 学校で学習した分野について

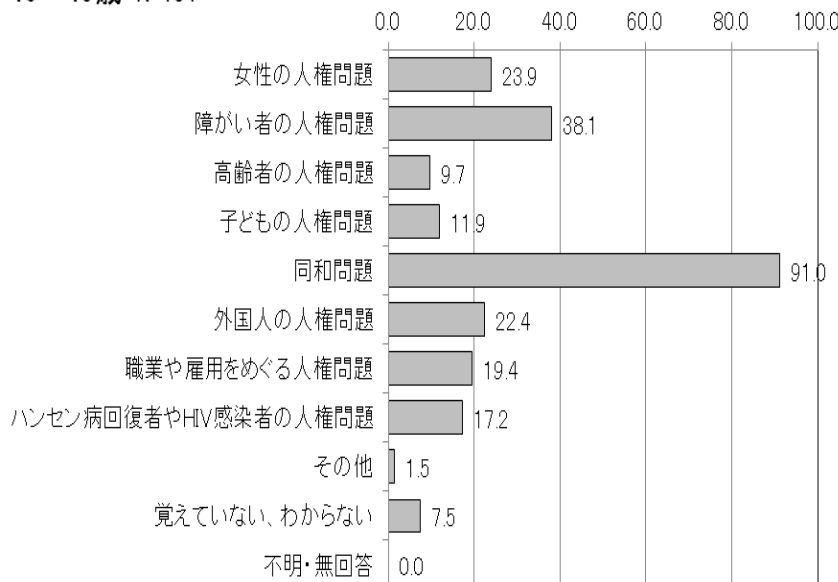
20～29歳 N=90



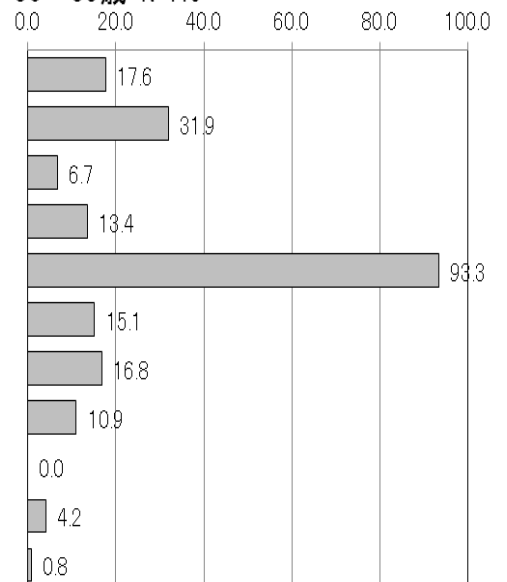
30～39歳 N=107



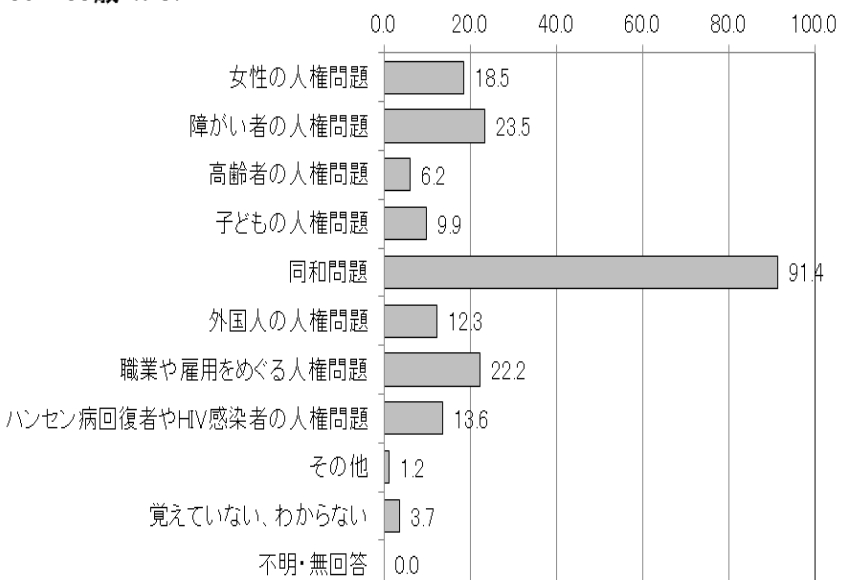
40～49歳 N=134



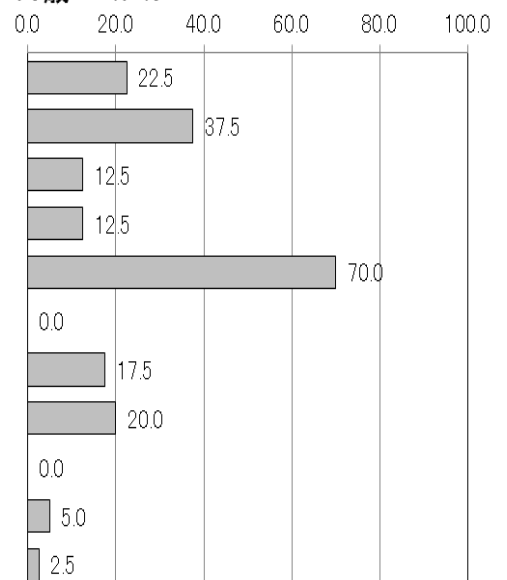
50～59歳 N=119



60～69歳 N=81



70歳～ N=40



学校で学習した分野について、年齢による学習経験の有無の差は見られず、どの年齢でも人権学習を受けていました。

学習課題別では、30歳代から70歳代までは「同和問題」との回答が一番多くなっており、他の人権課題の学習との差が見られます。20歳代については、「障がい者の人権問題」、「同和問題」の順に多く、特に、すべての分野の学習経験が20%を超えていることから、全体的に学習分野に大きな偏りがなく、まんべんなくさまざまな人権課題の学習をしています。一方、年齢が上がるとともに、学習分野に偏りが見られ、特に、70歳代では、学校での「外国人の人権問題」の学習経験がないという結果となりました。

(11) 結婚差別の認識と実際の行動について

表－9 同和地区や同和地区の人に対する結婚差別の認識について

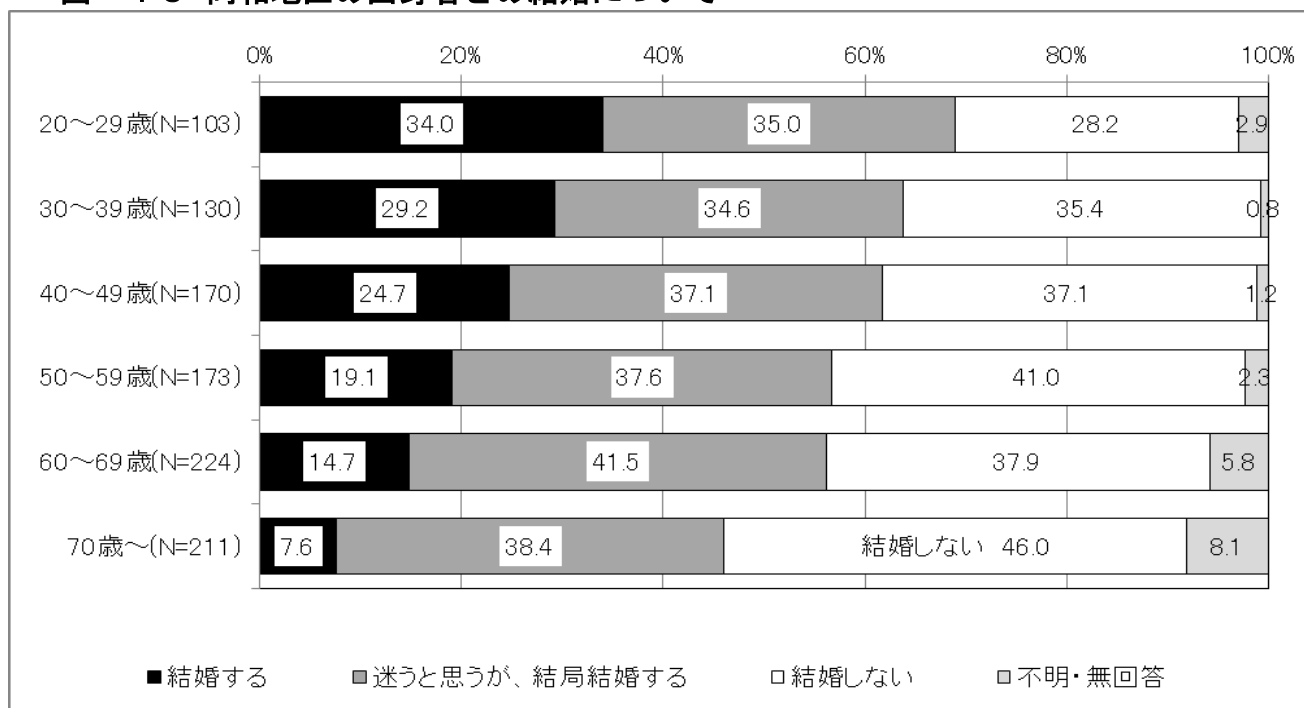
N=968	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
差別はある	51.7	54.4	52.8	55.1	44.4	45.5
差別はない	25.3	29.8	22.4	25.7	34.3	30.3

差別はある：「差別はある」「どちらかといえば差別はある」の合計

差別はない：「差別はない」「ほとんど差別はない」の合計

同和地区や同和地区の人に対する結婚における差別について、年齢別に分けると、どの年代も「差別はある」、「どちらかといえば差別がある」との回答の方が多くなっています。特に、20歳代から50歳代では、50%以上が「差別はある」と回答しており、年齢による大きな認識の差は見られません。

図－13 同和地区の出身者との結婚について



表－１０ 同和地区の出身者との結婚について（本人の場合）

N=1,044	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～
結婚する	69.0	63.8	61.8	56.7	56.2	46.0
結婚しない	28.2	35.4	37.1	41.0	37.9	46.0

結婚する：「結婚する」「迷うと思うが、結局結婚する」の合計

結婚しない：「結婚しない」

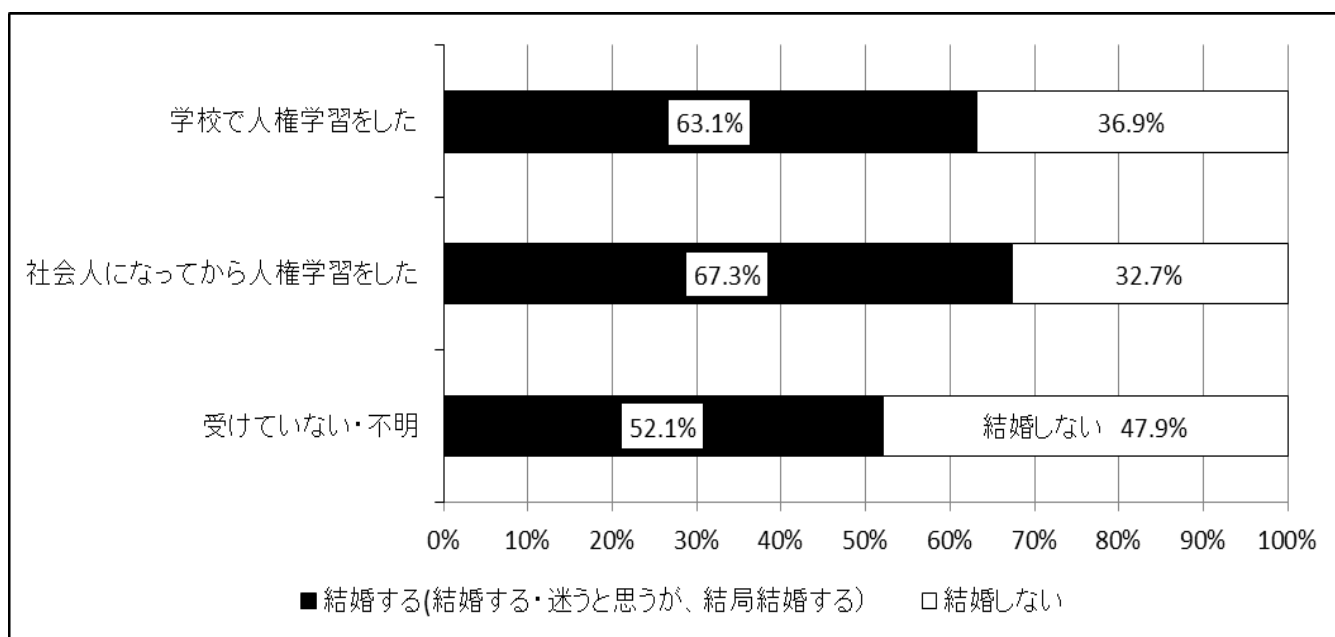
同和地区の出身者との結婚について、年齢別に分けると、「結婚する」との回答が一番多かったのは20歳代で、年齢が上がるとともに、「結婚する」との回答が少なくなっています。

これは、20歳代に、同和地区や同和地区の人に対する結婚差別の認識がないからではありません。なぜなら、「表－9 同和地区や同和地区の人に対する結婚差別の認識について」では、結婚における「差別がある」との認識に、年齢による大きな差は見られなかったからです。

つまり、20歳代は、同和地区や同和地区の人に対する「結婚差別がある」との認識をした上で、「結婚する」、「迷うと思うが、結局結婚する」ことを選択している人が多いという結果となりました。

(12) 学校、職場及び地域等での人権学習・研修経験と実際の行動について

図－14 学校、職場及び地域等での人権学習・研修経験と同和地区の出身者との結婚について

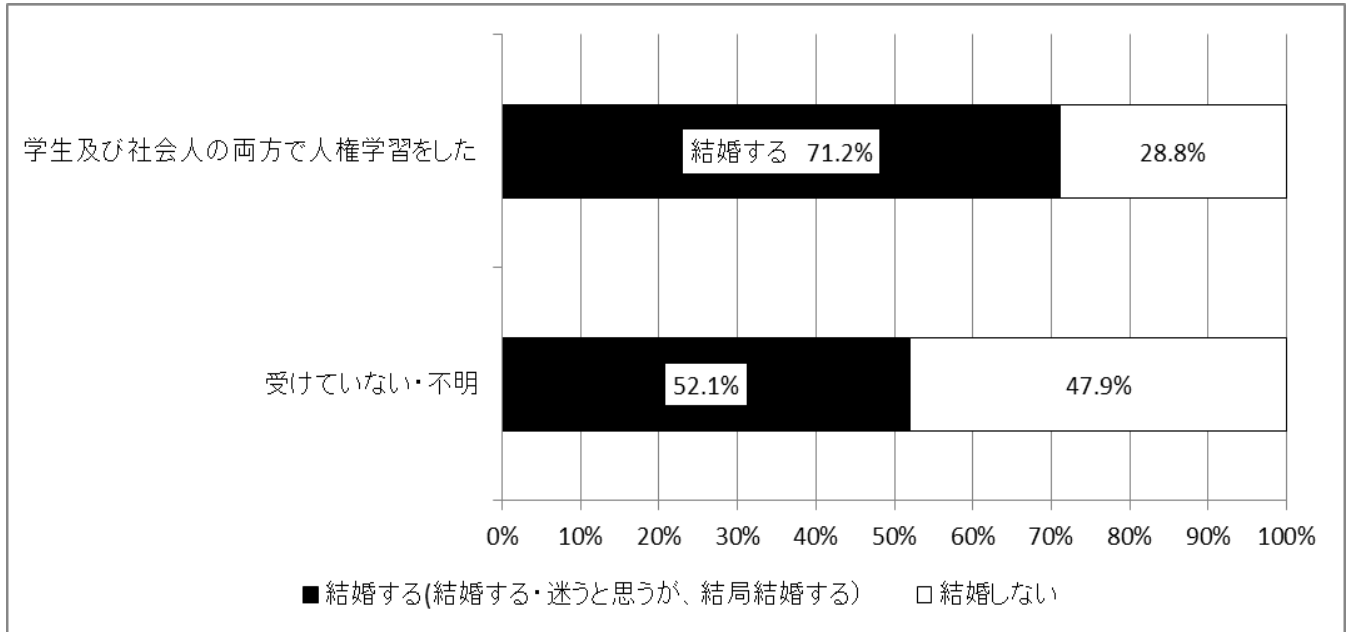


学校、職場及び地域での人権学習・研修の経験と、同和地区の出身者との結婚の考え方について、関係性の有無を調べました。「学校で人権学習をした」、「社会人になってか

ら人権学習をした」との回答の60%以上が、同和地区の出身者と「結婚する」を選んでいます。一方、人権学習・研修を「受けていない」との回答では、「結婚する」、「結婚しない」が、ほぼ同程度となっています。

この結果から、学校、職場及び地域での人権学習・研修の経験と、同和地区の出身者との結婚の考え方については、関係があるように見受けられます。

図－15 学校及び社会での継続した人権学習経験と同和地区の出身者との結婚について



学校と社会の両方での人権学習・研修の経験と、同和地区の出身者との結婚の考え方について、関係性の有無を調べました。「学生及び社会人の両方で人権学習をした」との回答の71.2%が、同和地区の出身者と「結婚する」を選んでいます。一方、人権学習・研修を「受けていない」と回答した人は、「結婚する」、「結婚しない」がほぼ同程度となっています。

この結果から、学校と社会の両方での継続した人権学習・研修の経験と、同和地区の出身者との結婚の考え方については、関係があると考えられます。

また、「図－14 学校、職場及び地域等での人権学習・研修経験と同和地区の出身者との結婚について」と比較すると、同和地区の出身者と「結婚する」との回答は、「学生及び社会人の両方で人権学習をした」の71.2%が一番多く、「社会人になってから人権学習をした」の67.3%、「学校の人権学習をした」の63.1%と続き、人権学習・研修を「受けていない」の52.1%が一番低い結果となりました。

このことから、学校での人権学習のみならず、職場及び地域など社会に出てからも、継続した人権学習・研修を経験することが、人権尊重の精神の涵養のために、より効果的であると考えられます。

人権学習・研修の経験と結婚の考え方については、結婚相手が「同和地区の出身者」

だけでなく、「日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人」、「車いすが必要な人」、「精神に障がいがある人」、「本人や家族に遺伝を疑われる病気のある人」の場合も同様に、継続した人権学習・研修の経験がある方が、「結婚する」との回答がより多くなるという結果となりました。

年齢別では、結婚相手が「同和地区の出身者」だけでなく、「日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人」、「車いすが必要な人」、「精神に障がいがある人」、「本人や家族に遺伝を疑われる病気のある人」の場合も同様に、「結婚する」との回答が一番多かったのは20歳代で、年齢が上がるとともに、「結婚する」を選択した人が少ない傾向にありました。

職業別では、学校で学習した人権学習に偏りが少なく、まんべんなくさまざまな人権課題の学習経験が多かった、特に「公務員、教員」、「学生」において、いずれの結婚相手についても、「差別はある」との認識をした上で、「結婚する」を選択している人が際立って多いという結果となりました。なお、「公務員、教員」については、社会に出てからの人権学習・研修についても、学習した人権課題にほぼ偏りがなく、まんべんなくさまざまな人権課題の学習をしていました。

このことから、人権学習・研修の経験度合いと自身の行動には、関係があると考えられます。

年齢別で、いずれの結婚相手についても、「結婚する」との回答が一番多い傾向にあった20歳代については、学校で学習した人権学習が、他の年代のように「同和問題」の学習経験が一番多いというわけではありませんでした。人権学習・研修の経験度合いと自身の行動に関係があると考え、同和地区の出身者と「結婚する」との回答は、学校で一番多く「同和問題」を学習した30～70歳代の方が多いはずですが、先に述べたように、20歳代は学習した人権課題に大きな偏りがなく、さまざまな人権分野の学習をしていました。どの分野の人権学習でも、人権尊重を第一にしていることから、視点を変えたさまざまな人権分野の学習機会の中で、人権尊重について繰り返し学ぶことにより、いっそう人権尊重の精神が浸透していったのではないかと推測されます。

市としては、市民意識調査から見えてきた、人権教育・研修の重要性を認識し、今後とも、さまざまな人権課題の克服のため、継続的に、正しく学ぶことができるような教育・啓発活動の積極的な推進が求められます。

さらに、すべての人が等しく学ぶ機会を与えられている義務教育においては、子どもたちが人権学習で学んだばかりの言葉を、深い理解がないままに使い方を誤って用いる場合も想定されますが、その際には、「すべての幼児児童生徒が安心して過ごせる学校園であるために～人権侵害事象に対する対応について～（阪南市人権侵害事象対応マニュアル）」に基づき、その状況をまさに「生きた教材」と捉え、子どもたちの人権学習をさらに深めるための機会として取り組むとともに、事象を教訓化し、日常の教育活動や職員研修に反映していくことが求められます。

第4 基本理念

○すべての人が、かけがえのない存在として尊重される人権文化豊かなまち

「阪南市人権擁護に関する条例」は、第1条で「すべての国民が日本国憲法に基づき、『基本的人権を享有し、法の下での平等』を保障されているにもかかわらず、部落差別をはじめ、女性、障害者、在日外国人等への差別など、さまざまな差別により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし、もって、人権尊重を基調とする差別のない明るい阪南市の実現に寄与することを目的とする。」とうたっています。

これまでの人権行政における施策は、差別の結果として生じた格差を是正することに主眼が置かれてきました。これからは差別の原因に迫り、それを根絶するための施策が必要です。そのことが、「根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし」「人権尊重を基調とする差別のない明るい阪南市の実現」につながっていくこととなります。

人権とは、一人ひとりが生存と自由を確保し、幸福を追求する権利です。また、その権利は、すべての人が平等に有するものです。人権が尊重される社会を築くためには、一人ひとりが、互いをかけがえのない存在であることを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い、多様性を尊重することが重要です。

また、人権という普遍的文化の創造には、すべての人が人権尊重の精神を身につけ、日常生活のさまざまな場面で活かせる態度とスキルを自らのものとするのが大切です。

そのため、さまざまな機会をとらえて、人権意識を高揚させるための教育・啓発を積極的に行っていく必要があります。

人権文化を豊かにしていくためには、性別、障がいの有無、社会的出身、あるいは人種や民族など、本人が選ぶことのできない事柄によって、生き方の可能性が不当に制約される状況をなくしていくことが必要です。また、すべての人が自分らしさを輝かせ、多様な他者と触れあい、自立した人間として社会参加を実現し、自己実現が可能になるような社会のあり方が求められます。

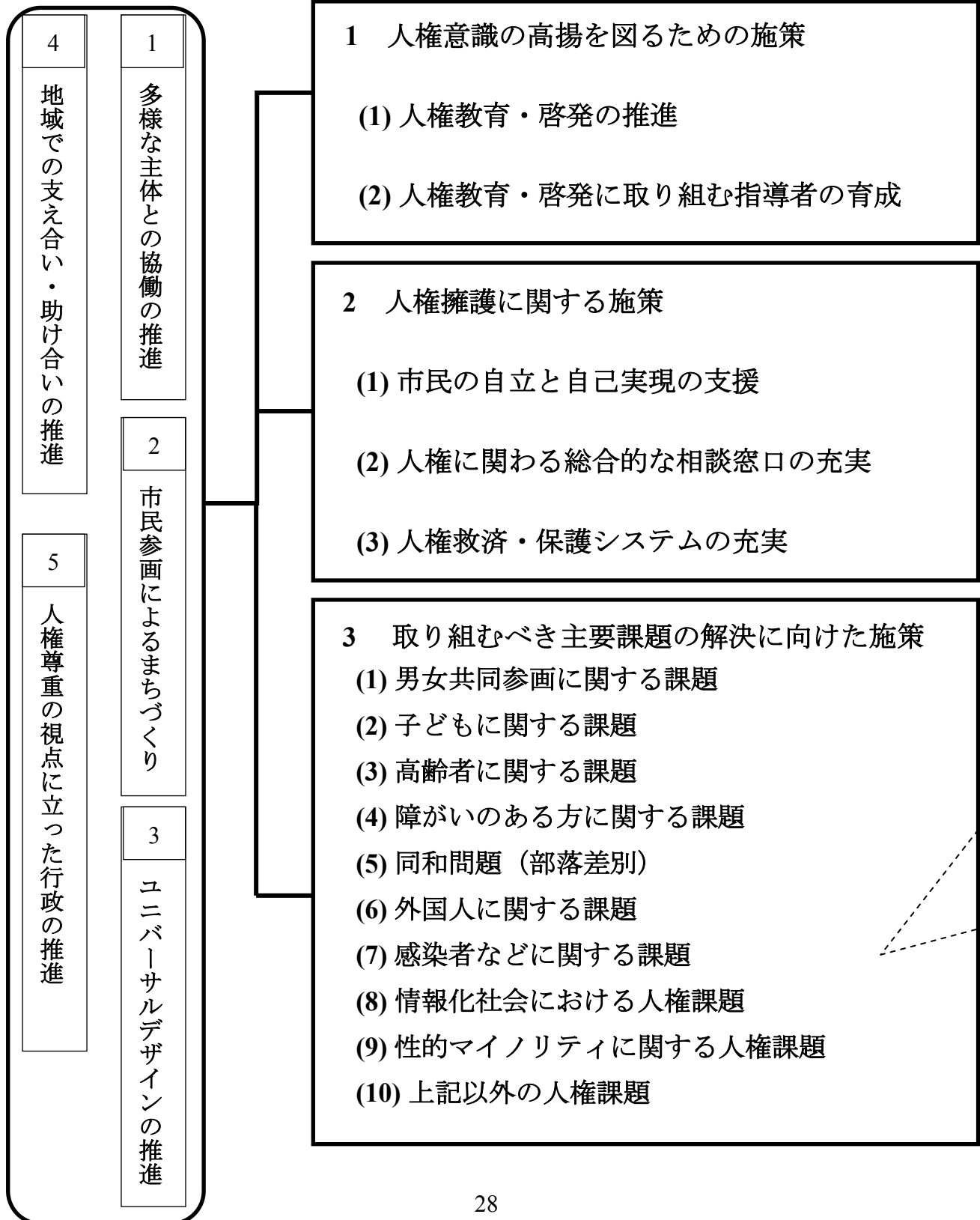
人権文化豊かなまちとは、人権尊重の精神が当然のこととして地域に根付いているということであり、主体は地域に生活し、活動する人々です。地域における人権文化の創造に取り組むためには、市民、地域団体、NPO、事業所などさまざまな主体との協働が不可欠です。

【基本理念】

すべての人が、かけがえのない存在として
尊重される人権文化豊かなまち

【基本的視点】

【施策の基本方向】



【基本計画】

(1) 男女共同参画に関する課題

- ア あらゆる分野における男女共同参画社会づくり
- イ 個人の人権が尊重される社会づくり
- ウ すべての世代への男女共同参画意識の浸透

(2) 子どもに関する課題

- ア 子どもの人権の尊重
- イ 子どもの頃からの人権教育の推進
- ウ 子どもの人権侵害の防止と子どもの支援体制
- エ 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

(3) 高齢者に関する課題

- ア 高齢者の人権の尊重
- イ 我が事・丸ごとの地域共生社会の実現
- ウ 高齢者の自立促進と生きがい活動の充実
- エ 利用者本位の介護サービスの充実
- オ 高齢者や超高齢社会への理解を深めるための普及・啓発の推進

(4) 障がいのある方に関する課題

- ア 人権侵害の防止と権利擁護の充実
- イ 障がい児・者の自立支援と社会参加の推進
- ウ だれもが住みやすい地域共生のまちづくりの推進
- エ インクルーシブ教育・保育システムの構築
- オ 障がいや障がい児・者への理解を深めるための教育・啓発の推進

(5) 同和問題（部落差別）

- ア 差別意識の解消に向けた人権教育の推進
- イ 差別意識の解消に向けた人権啓発の推進
- ウ 人権が尊重された人権文化のまちづくり

(6) 外国人に関する課題

- ア 多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発の推進
- イ 多文化共生のまちづくり

(7) 感染者などに関する課題

- ア 感染症についての正しい知識の普及
- イ 相談窓口の設置

(8) 情報化社会における人権課題

- ア 人権意識の高揚と正しい利用の促進

(9) 性的マイノリティに関する人権課題

- ア 性の多様性、性的マイノリティへの理解促進
- イ 多様な性が尊重されたまちづくり

(10) 上記以外の人権課題

第5 基本的視点

1 多様な主体との協働の推進

人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、市民、地域団体、NPO、事業所等との連携・協力体制を築き、人権課題への取組のためのさまざまな企画への参画を得て、協働で実施することが、より効果的で効率的であると考えます。多様な主体との協働を推進し、地域の人権リーダーの養成と地域の協力体制の構築について、整備を進めていきます。

2 市民参画によるまちづくり

誰もが安心して暮らせる人権文化のまちづくりのためには、年齢、性別、性のあり方、国籍、障がいの有無などさまざまな違いや特性を豊かなものとして捉え、その価値観を認め合い、適切に活かすことが必要です。施策の企画・実施・評価にあたり、人権課題の当事者や多様な背景を有する市民の参画を促進し、さまざまな視点、経験を尊重した、より豊かなまちづくりの推進を図ります。

3 ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインとは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢、性別、国籍、障がいの有無、体格などにかかわらず、誰にとってもわかりやすく、最初から誰もが利用可能であるようデザインすることをいいます。「はじめから障壁をつくらない」ことで、誰もが安心していきいきと快適に暮らし、来訪者にとってもまた来たくなるようなまちづくりをめざし、建物、物、しくみ、情報、サービスなどのユニバーサルデザインの推進を図ります。

4 地域での支え合い・助け合いの推進

地域では、差別的な言動やいじめ、プライバシーの侵害、家庭内での配偶者等間の暴力、児童虐待、高齢者虐待、介護放棄、ひきこもりなど、さまざまな問題を抱える支援の必要な住民が暮らしています。支援の必要な住民が、住み慣れた地域で、人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら安心して暮らすことができるよう、地域住民自らが相互に見守り、支え合い、助け合うまちづくりの推進を図ります。

5 人権尊重の視点に立った行政の推進

すべての行政分野において、人権尊重のまちづくりを念頭に施策の推進に取り組み、人権施策の全市的な推進を図ります。また、人権問題について、深い認識と実践力を持った職員を養成するとともに、職員における多様性を確保し、人権の視点に立った日常の業務を通して、人権の大切さが市民に正しく理解されるよう努めます。

第6 施策の基本方向

1 人権意識の高揚を図るための施策

(1) 人権教育・啓発の推進

人権尊重の精神が当然のこととして日常生活の中で息づく社会を実現するために、人々が自他の尊厳を尊重し、その尊厳を保証するための手段と手法を学ぶための、生涯を通じての総合的なプロセスの構成を図ります。そのために、あらゆる機会において、あらゆる人々に対して、人権教育・啓発を実施していく体制を充実させます。

ア 保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校における教育・保育の推進

幼児、児童、生徒の発達段階や実態に即し、公立の教育・保育活動における人権教育・保育を推進するとともに、私立においてはその推進を支援します。また、公立保育所、幼稚園、小学校、中学校が一貫した人権教育に取り組めるよう、相互連携を図り、系統的な指導の充実に努めます。

イ 家庭教育・啓発の推進

家庭は、子どもにとって、生命や人権の尊さを認識し、基本的な生活習慣を身に付けるなど、人格形成の最も基本的な場です。子どもが、学校における人権学習を肯定的に受容するために、人権教育に対する家庭の理解の促進が重要であるといわれています。家庭における人権教育が推進されるよう、人権啓発の視点を含めつつ、家庭教育に関する情報提供を行うとともに、子育て支援や相談窓口の充実などを図ります。

ウ 地域教育・啓発の推進

地域社会では、世代、性別、障がいの有無、国籍・民族などのあらゆる違いを認め合い、共に豊かに暮らせる環境づくりが重要です。人間としての尊厳を認め合い、多様な文化や価値観を大切にし合う豊かな人権文化を創造するために、広報誌などで人権に関する情報提供を行うとともに、人権に関心を持つような機会として、講演会、映画会などのさまざまな方法を用い、地域住民が生涯にわたって学べるよう人権に関する教育・啓発に取り組みます。

また、学校、家庭、地域が連携した人権教育や地域住民の交流・相互理解を促進するための自主的主体的な学習会やボランティア活動などを促すために、地域で活動する地域団体やNPOなどの活動を支援していきます。

エ 事業所等への人権教育・啓発の充実

事業所等が、公正な採用、ワーク・ライフ・バランス、高齢者・障がい者の雇用・就業機会の確保などのさまざまな人権問題の解決に果たす社会的役割と責任は極めて大きく、職場は、労働を通じた社会参加の場であるとともに、生活の場でもあります。人権尊重に基づいた快適な職場環境が整備されるよう、情報提供を行うとともに、事業所人権問題連絡会との連携のもと、人権教育・啓発の推進を図ります。

オ 市職員への人権教育・研修の充実

市職員は、全体の奉仕者である公務員としての自覚を持ち、人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身に付けるとともに、人権尊重の視点に立って職務を遂行することが必要です。本市では、新規採用職員をはじめ、職階層別の研修を行い、系統的な職場内研修の充実に努めるとともに、各職場において、人権行政を推進するリーダー的存在の人権行政推進委員を配置し、人権問題についての正しい認識のもと、人権に配慮しながら職務を遂行できるよう取り組みます。

カ 教職員への人権教育・研修の充実

保育所、幼稚園、小中学校は、幼児、児童、生徒の人格形成に大きな影響を与える場であり、教育・保育活動全体を通じた人権教育・保育の推進が求められます。そのためには、教職員自身が人権についての正しい認識と意識を持つことが必要です。教職員が幼児、児童、生徒との信頼関係を築き、子どもたち一人ひとりの人権を大切にされた教育・保育活動の徹底を図るとともに、校長、教頭研修をはじめ、初任者などすべての教職員について、その職務や経験年数に応じた系統的な研修の充実に努めます。

さらに、人権教育・保育の推進体制におけるリーダー的存在である人権教育・保育担当者を設置し、人権教育・保育の質的向上に努めます。

キ 医療関係者への人権教育・啓発の充実

医師、看護師などの医療従事者は、疾病の予防や治療など、市民の生命と健康に直接かかわることから、患者と家族のプライバシーやインフォームド・コンセント※に対する認識と配慮が必要とされます。患者と家族の立場に立ったサービスの提供や、病歴等診療情報の保護に努めるなど、高い職業的倫理と人権意識に基づいた業務の遂行が求められるため、人権に関する自主的な取組が促進されるよう、積極的に支援します。

※**インフォームド・コンセント** 患者や家族が病気や治療方法などを医師から十分な説明を受け、正しく理解し納得したうえで、信頼関係に基づき医療が提供されることをいう。

ク 保健福祉関係者への人権教育・啓発の充実

保健師、社会福祉士、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員などの保健福祉関係者は、子ども、高齢者、障がい者などと直接かかわることから、業務の遂行にあたっては、個人のプライバシーへの十分な配慮や人間の尊厳に対する認識など、高い職業的倫理と人権意識に基づいた行動が求められます。権利行使の支援や虐待の防止及び虐待への適切な対応など、社会的・経済的に困難な状況に置かれている市民の自立と自己実現を援助するという役割を担う保健福祉関係者について、人権教育・啓発が推進されるよう、関係団体等へ働きかけるとともに、自主的な取組が促進されるよう積極的に支援します。

(2) 人権教育・啓発に取り組む指導者の育成

人権を文化として日常生活に定着させていくためには、人権教育・啓発を牽引し、推進体制の確立を図る役割を担う指導者の育成が重要です。そのために、地域においては、地域団体や各種団体の代表者・指導者を対象に、市においては、各職階層別及び人権行政推進委員を対象に、校園所においては、管理職及び人権教育・保育担当者を対象に、人権教育・啓発を効果的に推進するために重要な役割を果たす指導者の育成に取り組みます。

2 人権擁護に関する施策

(1) 市民の自立と自己実現の支援

さまざまな理由により、社会の諸制度や社会関係などから孤立し、排除された市民を排除や摩擦から養護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うソーシャル・インクルージョン*を実現するには、市のみならず、市民、地域団体、NPO、事業者などの果たす役割が不可欠です。

例えば、「児童虐待の防止等に関する法律」では、市民は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、通告する義務があります。「男女雇用機会均等法」では、事業者に対して、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置の一つとして、「相談体制の整備」を義務付けています。

本市では、教育・就職・日常生活等に困難を有する市民について、自らの権利を自覚し、自己決定・自己実現が可能となるよう、各種相談窓口や公的支援制度についての適切な情報の提供に努めます。また、社会的擁護を必要とする人や子ども・若者の支援、虐待防止に取り組む体制を整備するとともに、困難を有する市民の早期発見と支援のために、地域における協力体制の構築にも取り組み、市民が自立や社会参加を通じて、自己実現を図ることができるよう支援していきます。

※ソーシャル・インクルージョン すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うことをいう。

(2) 人権に関わる総合的な相談窓口の充実

近年、人権に関わる相談内容は、さまざまな要因が複合的に絡み合い、複雑化・多様化し、問題解決が困難な事例が増加傾向にあります。問題解決のためには、それらの複合的な要因を一つひとつ解きほぐし、整理していくことが必要です。市民が抱える困難な相談内容の解決に向け、各相談窓口の専門性を有効活用し、あらゆる施策が活用できるよう、個別の相談窓口を総括する総合的な相談窓口を設置し、全庁的な連携体制を充実強化していきます。

(3) 人権救済・保護システムの充実

人権に関わる相談の中には、救済・保護を必要とする場合があります。複合的に困難な状況にある相談者も多く、加害者から被害者を緊急に保護するなど、適切かつ迅速な対応が求められるため、行政窓口と、法務局や府の専門機関、警察、人権擁護委員、人権協会や社会福祉協議会、NPOなどとの緊密な連携、協働体制の整備を図ります。

3 取り組むべき主要課題の解決に向けた施策

本市において、さまざまな人権問題に対する取組を行ってきましたが、依然として、人権問題への理解が差別の解消に至るまで進んでいるとは言えない状況にあります。本市では、人権問題をめぐる社会の変化と市民意識調査の結果を踏まえ、取り組むべき主要課題を挙げ、解決への道筋を以下のように示します。なお、人権課題については、それぞれに取組を進めるべきものであり、記載の順序が取組の優先順位を表すものではありません。

(1) 男女共同参画に関する課題

現状と課題

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題（男女共同参画社会基本法前文）と位置付けられています。本市では、1997（平成9）年に男女共同参画政策の指針である「阪南市女性行動計画（サラダプラン）」を策定、2014（平成26）年には、「阪南市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、全庁的にさまざまな施策を推進してきました。

2012（平成24）年には「阪南市DV根絶宣言」を行い、市民と協働し、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとするすべての虐待に終止符を打つため、取組を進めているところです。

しかしながら、この間の社会情勢は、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、非正規雇用の増大、子ども・高齢者への虐待、ドメスティック・バイオレンスなど暴力の深刻化など著しく変化し続けており、さらに防災における男女共同参画の視点やセクシュアル・マイノリティ、複合的に困難な状況に置かれている人々などの新たな課題もあり、男女共同参画社会の実現に向けて問題や課題がなお残されています。

こうした中、本市の男女共同参画施策について、2016（平成28）年、「男女共同参画に関する市民意識調査」により検証を行い、社会情勢の変化や新たな課題にも対応するため、「阪南市男女共同参画プラン（第3次）」を策定しました。このプランの一部を、「阪南市女性の職業生活における活躍についての推進計画」（阪南市女性活躍推進計画）並びに「阪南市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」（阪南市DV防止基本計画）として位置付けています。

2016（平成28）年の市民意識調査では、「社会全体として」の男女の平等感について、「男性優遇（男性が優遇されている、どちらかといえば男性が優遇されている）」

が、女性66.6%、男性50.3%と半数を超えており、大半の市民が「男性が優遇されている社会」と感じていることがわかりました。また、セクシュアル・ハラスメントについては、女性の4人に1人(25.8%)、男性の10人に1人強(12.1%)が被害にあっており、配偶者・パートナーや恋人からのDVについては、女性の22.0%が「精神的な暴力」を受け、14.4%が「身体的な暴力」を受けた経験があり、男性においても、15.4%が「精神的な暴力」、6.5%が「身体的な暴力」を受けた経験があると回答しています。他にも、妊娠・出産などを理由とする不利益扱いやパワーハラスメントといった問題も存在しています。

性による差別や、伝統的・固定的な性別役割分担意識を見直し、すべての人の人権を尊重する多様性の視点を大切にし、幼少期からの男女共同参画の意識づくりや、男性に向けた男女共同参画の支援、意思決定の場への女性の参画の拡大などを重点に置き、施策の推進を図ることが必要です。相談件数が年々増加しているDVやストーカー行為などについては、重大な人権侵害であるとの認識のもとで、防止及び救済の取組が求められます。

実現する姿

性別にとらわれることなく、すべての人が、自分らしく
その個性と能力を発揮することができるまち、ほんなん

施策の方向性

ア あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

(ア) 意思決定の場への女性の参画の拡大

- a 審議会等への女性の参画の促進
- b 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進
- c 事業者や地域における意思決定の場への女性の参画の促進
- d 女性の人材育成

(イ) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり

- a 事業所に対して、男女が共に働きやすい職場づくりのための働きかけ
- b 女性や若者等のための就労支援
- c ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

(ウ) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)

- a 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進

- b 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備

イ 個人の人権が尊重される社会づくり

(ア) 生涯を通じた男女の健康支援

- a 生涯を通じた心身の健康保持・増進
- b 健康をおびやかす課題に対する対策の推進

(イ) あらゆる暴力の根絶

- a 暴力を容認しない社会風土の醸成
- b 暴力被害者のための相談窓口や支援機関の周知・充実
- c セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- d DV防止対策の推進

(ウ) さまざまな困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

- a セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり
- b ひとり親家庭への支援

ウ すべての世代への男女共同参画意識の浸透

(ア) 男女共同参画の意識づくり

- a 固定的な性別役割分担意識の解消
- b 男女共同参画意識の向上

(イ) 子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり

- a 保育所、幼稚園、小中学校での男女平等教育・保育の推進
- b 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進
- c 家庭・地域での子どもがのびのびと育つ教育の推進

(ウ) 多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保

- a 多様な選択を可能にする学習機会の提供

(エ) 男性に向けた男女共同参画推進の支援

- a 家庭・地域への男性の参加・参画の促進

市民・教育関係者・事業者のみなさんへ

- ・性別で役割分担や生き方を決めつけず、だれもが自ら望む活動を自由に選べるようにしましょう。

(2) 子どもに関する課題

現状と課題

1989（平成元）年に国連で採択され、1994（平成6）年に国が批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの「生存の権利」「発達の権利」「保護を受ける権利」「参加の権利」の4本の柱からなり、家庭や社会生活のあらゆる分野で、子どもの最善の利益が優先されるように社会全体で努力する必要性を明記しています。

また、2016（平成28）年に公布された改正児童福祉法では、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利を有することを、第1条に位置づけ、国民、保護者、国・地方公共団体が、それを支える形で児童の福祉が保障される旨が明確化されています。

本市では、2010（平成22）年に「阪南市次世代育成支援対策地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、「皆で大切にしよう 子どもの伸びる力 皆で育てよう 子どもの笑顔と笑い声 皆で参加しよう 福祉のまちづくり」を基本理念とし、子ども同士、親同士が手を繋ぎ、地域で子育てを支え合う仕組みづくりを推進してきました。2015（平成27）年には、この基本理念を継承しつつ、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向けたまちづくりを推進するため、「阪南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん」をめざして取組を進めています。

しかしながら、近年、子どもに対する虐待、いじめ、体罰、性犯罪や、自殺、不登校、学校における暴力行為など、子どもをめぐるさまざまな問題が深刻な社会問題になっています。

2004（平成16）年に改正された「児童虐待の防止等に関する法律」では、児童虐待が「著しい人権侵害」であると明記され、「DVによる子どもへの心理的虐待」なども定義に加えられるとともに、「予防及び早期発見」、「児童の保護及び自立支援」など、国や自治体の責務がより詳しく定められ、2007（平成19）年の改正では、児童の安全確認のための立入調査の強化などの見直しが行われました。2013（平成25）年には、いじめの防止などのための「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を現実のものとしていくには、権利の主体である子どもの参画を進めるとともに、学校、家庭、地域など子どもたちに関わるすべての環境で子どもの人権を守り、次代を担う子どもが健やかに育つ社会を実現することが重要です。

子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、ほんなん

施策の方向性

ア 子どもの人権の尊重

(ア) 教育・啓発の推進

- a 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の普及啓発
- b 子どもの人権に関する啓発講座の開催
- c 子どもの人権に関する保護者対象の教育講演会の開催
- d 教職員における人権研修の充実
- e 広報活動の充実

イ 子どもの頃からの人権教育・保育の推進

(ア) 保育所、幼稚園、小中学校における人権教育・保育の推進

- a 全教育・保育活動における人権意識の涵養のための人権教育・保育

ウ 子どもの人権侵害の防止と子どもの支援体制

(ア) いじめ・児童虐待等の人権侵害の防止

- a 阪南市いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営
- b 阪南市いじめ防止対策審議会の設置・運営
- c 保育所、幼稚園、小中学校におけるいじめの予防、早期発見、早期解決の取組の推進
- d 阪南市児童虐待防止ネットワーク会議の開催
- e 養育支援訪問の実施

(イ) 相談体制の充実

- a 相談窓口の充実

(ウ) 支援体制の充実

- a 適応指導教室（サリダ）の充実
- b 障がい児施策の充実
- c 社会的擁護体制の推進

エ 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

(ア) 子育てを地域全体で支える共生のまちづくり

- a 母子の健康の確保

- b 子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
- c 仕事と子育ての両立支援
- d 子育てに関する講座の開催
- e 家庭訪問事業の充実
- f 地域子育て支援センターを拠点とした子育て支援体制の充実
- g 子育てに関する相談窓口の充実
- h 交流の場の設定
- i 貧困の連鎖防止に向けた施策の充実
- j ひとり親家庭等への支援の充実
- k 子どもの安全の確保対策の充実

市民・教育関係者・事業者のみなさんへ

・子どもに、おとなと同様、ひとりの人間としての人権を認め、
まち全体で大切に育てましょう。

(3) 高齢者に関する課題

現状と課題

超高齢・人口減少社会の到来により、本市の高齢化率は全国平均を上回り、2018（平成30）年3月末時点で30.85%と上昇を続けています。今後は、単身高齢者、認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者、重度の要介護者、高齢者のみの世帯、経済的に厳しく生活に困窮する高齢者のさらなる増加が予測されます。

このような中、本市では、2018（平成30）年3月、「第7期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者が尊厳を保持しつつ自分らしい主体的な暮らしを実現できる「支え合い・助け合い」の地域づくりを基本テーマに掲げ、各種取組の推進に努めています。

しかしながら、介護や援護を必要とする高齢者の虐待は、疑わしき事案も含めて増加傾向にあり、高齢者を「子ども」扱いするような言葉づかい、態度などによる不当な差別や排除による孤立も大きな社会問題となっています。

また、2015（平成27）年に厚生労働省が策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、2025（平成37）年に、65歳以上の約5人に1人が認知症高齢者となると推計されており、認知症は、誰もが関わる可能性のある身近な病気と言えますが、正しい理解については、十分に浸透しているとは言えません。

1995（平成7）年に施行された「高齢社会対策基本法」では、高齢者がさまざまな社会活動に参加する機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる社会の構築が必要であると示されています。2006（平成18）年には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、2013（平成25）年には「高齢者雇用安定法」が改正され、65歳までの希望者全員の再雇用が可能となっています。

高齢者の年齢や心身の状況に関わらず、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域ケアシステムの実現をめざし、高齢者がその能力に応じ主体性をもって安心して生活をするように、高齢者の意思及び自己決定を最大限に尊重する視点に立った体制の整備やきめ細かな施策の推進を図ることが大切です。

実現する姿

高齢者が尊厳を保持しつつ自分らしい主体的な暮らしを
実現できる「支え合い・助け合い」のまち、はんなん

施策の方向性

ア 高齢者の人権の尊重

（ア） 高齢者の尊厳の保持

- a すべての高齢者の人権の尊重・権利擁護の推進
- b 高齢者を守る身近な相談窓口の設置等支援体制の充実
- c 権利擁護に関する取組の充実
- d 身体拘束ゼロに向けた取組の推進
- e 孤立死の防止に向けた取組の推進

イ 我が事・丸ごとの地域共生社会の実現

（ア） 高齢者にやさしい安全なまちづくりの充実

- a まちのバリアフリー化の推進
- b 公園の整備と利用促進
- c コミュニティバス運行事業の推進

- d 高齢者のニーズに対応した住宅の整備
- e 地域防災の推進と地域福祉
- f 地域と連携した防犯・防災の体制の充実
- g 住民防火対策の推進と地域福祉

(イ) 地域福祉活動の充実

- a 市民参加による地域福祉の推進
- b 社会福祉協議会の活動の充実

ウ 高齢者の自立促進と生きがい活動の充実

(ア) 介護予防と健康づくり

- a 福祉サービスの充実
- b 保健サービスの充実

(イ) 健幸なまちづくりの推進

- a 「阪南市健康増進計画・食育推進計画(中間評価)及び自殺対策計画」の推進
- b はんなん体操の推進
- c はんなん家族マイレージの推進

(ウ) 高齢者の活躍の場づくり

- a 高齢者の就労支援
- b シルバー人材センターの活動の推進
- c 阪南市老人クラブ連合会及び地域老人クラブ活動の推進
- d 老人福祉センターの充実
- e スポーツ活動の推進
- f 生涯学習の推進
- g ボランティア活動の推進

エ 利用者本位の介護サービスの充実

(ア) 中長期的視点に立った取組

- a 在宅医療・介護連携体制の構築
- b 認知症施策の推進
- c 地域ケア会議の強化

(イ) 地域支援事業の実施(包括的支援事業・任意事業)

- a 地域包括支援センター(包括的支援事業)の機能強化
- b 任意事業の実施

(ウ) 介護保険制度の円滑な運営

- a 居宅(介護予防)サービスの充実
- b 施設サービスの充実

- c 地域密着型サービスの充実
- d 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- e 持続可能な介護保険制度の運営

オ 高齢者や超高齢社会への理解を深めるための普及・啓発の推進

(ア) 人権啓発の推進

- a さまざまな機会を利用した啓発活動の推進
- b 認知症サポーターの養成

(イ) 世代間交流の促進

- a 保育所、幼稚園、小中学校や子ども会等の各種団体との相互交流の促進
- b 子どもボランティア活動の推進

市民・教育関係者・事業者のみなさんへ

- ・年齢や心身の状況にかかわらず、高齢者が社会の一員として、主体性をもって生活できるよう、まち全体で支え合いましょう。

(4) 障がいのある方に関する課題

現状と課題

2011（平成23）年に改正された「障害者基本法」では、障がいの定義について、従来の個人の機能障がいに着目したもの（医療モデル）から、社会的な事物、制度、意識、慣行などのために生活に制限がある状態（社会モデル）へと転換し、地域社会における共生と差別の禁止（社会的障壁の除去）に重点が置かれることとなりました。また、同年、「障害者虐待防止法」が制定され、2014（平成26）年には、「障害者の権利に関する条約」が批准されました。

これらの法改正を踏まえ、本市においても、2014（平成26）年、市内在住の手帳所持者全員を対象に「障がい者アンケート調査」を実施し、2015（平成27）年、「だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり」を基本理念とした、「第3次阪南市障がい者基本計画」及び「第4期阪南市障がい福祉計画」を策定しました。障がい者アンケート調査の結果では、「障がいに対する差別などを受けたことがある

か」の問について、「ある」、「少しある」との回答が約5割あり、障がい者の2人に1人が何らかの差別を経験していました。障がいのある人が地域社会で暮らしていくうえでは、さまざまな障がいがあります。歩道の段差や身体障がい者用トイレの未整備などの「物理的な障壁」、音声案内、点字書籍、文字・字幕放送などの不足などによる「文化・情報面の障壁」、障がいがあることを理由に資格や入学・就職などを制限するなどの「制度面の障壁」、障がい者への無理解から生じる心無い言葉や障がいのある人を特別視したりする「意識上の障壁」などにより、障がいのある人の自立と社会参加がはばまれていきます。また、不当な消費契約の被害や施設における不適切な処遇などの問題も生じています。

2017（平成29）年に実施した「人権に関する市民意識調査」では、「選んだ結婚相手が『精神に障がいのある人』であった場合」について、「結婚しない」（結婚する本人の場合）、「結婚に反対する」（自身の子どもの場合）がいずれも70%以上と、一番多い結果となりました。このことから、結婚を巡って、精神に障がいのある人への忌避意識があると考えられます。

2016（平成28）年、「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」などの法律が施行されました。「障害者差別解消法」は、差別の解消の推進に寄与することを国民の努力義務とし、行政機関等や事業者に、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止することを求めるとともに、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担が重すぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要でかつ合理的な配慮を行うことを行政機関等の責務とし、事業者の努力義務としています。

障がい者の法定雇用率については、2018（平成30）年4月から引き上げとなり、国、地方公共団体では2.5%、民間企業では2.2%が義務化されています。2021（平成33）年には、さらに、0.1%の引き上げが決まっていますが、本市の障がい者雇用率は、2018（平成30）年4月1日現在、市長部局で2.64%、教育委員会では3.03%となっています。

本市では、このような障がい児・者を取り巻く環境の変化や、障がい福祉制度改革の新たな動向に適切に対応するため、2018（平成30）年、「第5期阪南市障がい福祉計画」及び「第1期阪南市障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自己決定に基づき社会参加する主体として自己実現できるよう、地域の中でともに自立し支え合うインクルーシブ*な社会の実現が求められています。そのために、雇用・就労、社会参加の促進、保健・福祉・医療の充実、文化活動の推進など、ライフステージに即した障がい児・者の福祉施策を総合的に推進するとともに、障がいの有無に関わらず、すべて市民が人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加できるよう、市民への周知啓発にも積極的に取り組んでいくことが必要です。

※インクルーシブ 包み込むような、包摂的な。／反対語は「エクスクルーシブ」で「排他的、排他的」という意味。

実現する姿

障がいの有無に関わらず、だれもが地域で安全・安心に暮らせるまち、はんなん

施策の方向性

ア 人権侵害の防止と権利擁護の充実

(ア) 身体拘束や虐待の防止に向けた取組

- a すべての障がい児・者の人権の尊重の推進
- b 「障害者虐待防止法」等による事業者、支援者への働きかけ
- c 障がい児・者を守る身近な相談窓口等支援体制の充実

(イ) 権利擁護の推進

- a 成年後見制度の推進
- b 市民後見人養成事業の推進

イ 障がい児・者の自立支援と社会参加の推進

(ア) 暮らしを支える生活支援

- a 日常生活を支える支援の充実
- b 障がい福祉サービスの充実
- c 障がい児・者支援の充実
- d 地域生活支援事業の充実
- e 障がい児・者スポーツ、文化芸術活動の振興
- f 多様な手段による情報提供とコミュニケーション支援の充実

(イ) 雇用・就労支援の充実

- a 市内事業所への情報提供・啓発
- b 市職員採用における障がい者雇用の促進
- c 障がい者就労施設等からの物品および役務の調達への推進
- d 障がい者就労施設等の製品の展示・販売の促進
- e 就労者の定着支援・離職者の再チャレンジ支援のシステム構築
- f 障がい者の職業能力開発事業の活用
- g 精神障がい者社会生活適応訓練事業の促進
- h 就労する障がい者への支援

ウ だれもが住みやすい地域共生のまちづくりの推進

(ア) だれもが安心して生活できる環境づくり

- a 住宅改修の支援
- b バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、耐震化の推進
- c コミュニティバス運行事業の推進
- d 放置自転車の撤去、迷惑駐車を取り締まり
- e 災害時支援体制の整備
- f 防災・防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

エ インクルーシブ教育・保育システムの構築

(ア) 支援教育・保育の充実

- a 教育を受ける機会の確保
- b インクルーシブな教育・保育環境の整備
- c 支援学校と地域の保育所、幼稚園、小中学校との交流・連携

オ 障がいや障がい児・者への理解を深めるための教育・啓発の推進

(ア) 人権教育・啓発の推進

- a さまざまな機会を利用した教育・啓発の推進

(イ) 交流の促進

- a 保育所、幼稚園、小中学校、地域との相互交流の促進
- b ボランティア市民活動フェスティバルの推進
- c 喫茶交流スペース「カフェ・はなてい」の充実

(ウ) 人材育成等

- a 障がい児・者への理解促進を支援する人材バンクの充実
- b 障がい児・者への理解につながる事業に取り組む社会教育団体への支援
- c 学生ボランティア体験推進事業の促進
- d ボランティアセンター事業及びボランティア活動推進事業の促進
- e 障がい者団体への支援

市民・教育関係者・事業者のみなさんへ

- ・障がいの有無にかかわらず、だれもが人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加できるようにしましょう。

(5) 同和問題（部落差別）

現状と課題

同和問題（部落差別）は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる深刻かつ重要な問題です。

2011（平成23）年、大阪府は、差別につながる土地調査が行われていた事態を受け、全国で初めて土地に関する調査を行うすべての事業者を対象として「土地差別調査」を規制する「大阪府部落差別調査等規制等条例」を改正、施行しました。

同年、結婚相手が同和地区出身者かどうかを調べるという身元調査などのために、全国的に3万件以上の戸籍や住民票の写しが不正に取得されていた事が明らかとなりました。

翌年の2012（平成24）年、本市では、戸籍や住民票の写しの不正請求及び不正取得の防止・抑止を目的に、登録型の「阪南市本人通知等制度」を始めました。しかしながら、2017（平成29）年の「市民意識調査」では、「阪南市本人通知等制度」の認知度は24.5%と低く、登録者数も2018（平成30）年6月末時点で264人、人口の0.48%とまだまだ少ないため、偏見や差別意識に基づいた調査依頼や調査協力をしないよう市民啓発を行うとともに、制度の周知をさらに進める必要があります。

また、「市民意識調査」では、「同和地区や同和地区の人に対する差別があると思いますか」の問について、「差別はある」、「どちらかといえば差別はある」との回答は、「結婚差別」が50.2%と一番多く、次いで「引っ越しや住宅の購入」が35.6%でした。さらに、家の購入やマンションを借りるとき、「同和地区の地域内」を「避ける」、「どちらかといえば避ける」との回答が63.2%ありました。

このことから、結婚や居住を巡っては、依然として、同和地区に対する忌避意識が残っていると考えられます。

インターネット上では、同和問題（部落差別）について差別を助長するような行為が依然として行われています。インターネットの特性上、公開された悪質な書き込みや投稿された動画は、発信者の意図に関わらず、瞬時に拡散し、完全に削除することは困難です。

2017（平成29）年、プロバイダ・通信関係団体が、「契約約款モデル」を改訂し、「差別を助長・誘発する同和地区を示す情報」と「ヘイトスピーチ」について、削除対象となる「違法・有害情報」に該当することを明確化しました。インターネット上の悪質な同和問題（部落差別）情報や人権侵害の実態把握を行うとともに、利用者のモラルや人権意識を高めるなどの教育・啓発が必要です。

2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、

「現在もなお部落差別が存在する」とともに「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、国及び地方公共団体に、部落差別の解消に向けた相談体制の充実や教育及び啓発を行うことを求めています。

国連においても「職業及び世系に基づく差別」に関する重要な人権課題として取り上げられている、日本固有の人権問題とされる同和問題(部落差別)の早急な解消に向け、引き続き、教育・啓発活動の積極的な推進が求められます。

実現する姿

同和問題（部落差別）を解消し、すべての人の人権が尊重
されるまち、はんなん

施策の方向性

ア 差別意識の解消に向けた人権教育の推進

(ア) 同和問題（部落差別）の解決に向けた人権・同和教育・保育の推進

- a 保育所、幼稚園、小中学校における人権・同和教育・保育の推進
- b 家庭・地域における人権・同和教育の推進
- c 各種団体、事業者等における人権・同和研修の推進
- d 市職員における人権・同和研修の推進
- e 教職員における人権・同和研修の推進
- f 市職員における人権・同和教育のリーダーの育成
- g 教育・保育者における人権・同和教育のリーダーの育成
- h 地域における人権・同和教育のリーダーの育成

イ 差別意識の解消に向けた人権啓発の推進

(ア) 同和問題（部落差別）の解決に向けた人権啓発活動の充実

- a 啓発講座の開催
- b 広報活動の充実
- c 街頭啓発活動の充実
- d 登録型本人通知制度の推進

ウ 人権が尊重された人権文化のまちづくり

(ア) 相談体制の充実

- a 人権相談の充実

- b 生活相談の充実
- c 健康相談の充実
- d 進路選択支援相談の充実
- e 地域就労支援相談の充実

(イ) 実態把握

- a 人権侵害の早期発見と適切な対応
- b 調査研究の推進

市民・教育関係者・事業者のみなさんへ

・同和問題（部落差別）について、正しい知識を持ちましょう。

(6) 外国人に関する課題

現状と課題

グローバル化が進んだことにより、諸外国との人的・物的交流が飛躍的に拡大し、在留外国人の多様化や定住化が進展する中、本市の外国人住人は2018（平成30）年9月末時点で、327人います。世界のすべての人々が基本的に有する人権を守り、互いを尊重し合うことは、グローバル化時代の前提です。

しかしながら、外国人であることを理由にした入居や入店拒否、労働条件の不利益な扱い、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチなどの問題が顕在化しています。また、言語、文化、生活習慣などの相互理解が不十分であることに起因して、地域の中で誰にも相談できずに課題を抱えたまま孤立したり、住民と摩擦が生じたりするといった問題もあります。

2016（平成28）年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

「入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、2019（平成31）年4月からの外国人労働者の受け入れ拡大が進む中、多文化共生を促進し、世界的な視野から自己や地域を見つめることのできる姿勢を養うとともに、国際交流や国際協力の必要性、意義について理解を深め、国籍、民族などの違いを認め合い、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざした施策の推進が求められます。

違いを豊かさにする多文化共生のまち、はんなん

施策の方向性

ア 多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発の推進

(ア) 多文化共生社会の実現に向けた教育の推進

- a 保育所、幼稚園、小中学校における多文化共生教育・保育の推進
- b 多文化共生事業の推進
- c 市職員における多文化共生研修の推進
- d 教職員における多文化共生研修の推進
- e 交流の促進

(イ) 多文化共生社会の実現に向けた啓発活動の充実

- a 啓発講座の開催
- b 広報活動の充実

イ 在住外国人の生活支援

(ア) 生活の支援

- a 多言語での生活情報の提供
- b 相談窓口の充実
- c 日本語学習の支援
- d 多言語進路ガイダンスの開催
- e 「やさしい日本語」の推進

市民・教育関係者・事業者のみなさんへ

- ・外国人住人も日本人住人も、互いに違いを認め合い、地域社会の一員として、だれもが能力を発揮できるまちにしましょう。

(7) 感染者などに関する課題

現状と課題

H I Vやハンセン病などの感染症については、正しい知識や情報が十分に普及していないことに起因した理解不足から生じる人権問題です。

エイズの原因であるH I Vウィルスは、感染力は弱く、感染経路も限定されているため、握手や食事、入浴など、日常生活においてH I V感染者との接触で感染することはありません。

ハンセン病を引き起こすらい菌は、病原性が非常に低く、感染することは極めてまれであり、感染しても発病する人はさらに少なくなります。また、現在では、治療薬が開発されており、早期発見・早期治療により、後遺症を残さずに治る病気になっています。

しかしながら、これらの感染症に関する誤った認識や偏見により、H I V感染者・エイズ患者は感染者・患者であることを名乗れず、社会的に孤立した状況に置かれています。

また、ハンセン病回復者は、すでに回復しているにもかかわらず、社会復帰できない状況に置かれています。これらの人々の人権を保障するためには、病気に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、ハンセン病回復者の社会復帰や社会生活の相談に応じるなどの支援を行うことが大切です。

実現する姿

感染症を正しく理解し、すべての人の人権が尊重されるま
ち、ほんなん

施策の方向性

ア 感染症についての正しい知識の普及

(ア) 教育・啓発の推進

- a 市職員における感染症についての正しい知識の普及
- b 教職員における感染症についての正しい知識の普及
- c 学校における感染症についての教育の推進
- d 啓発講座の開催
- e 広報活動の充実

イ 相談窓口の設置

(ア) 相談体制の充実

- a ハンセン病回復者相談窓口の充実
- b 健康相談窓口の充実

市民・教育関係者・事業者のみなさんへ

・感染症について、正しい知識を持ちましょう。

(8) 情報化社会における人権課題

現状と課題

インターネットは、情報の収集や発信、商品の購入など、生活をする上で欠かせないものとして急速に普及しています。

しかしながら、その匿名性、情報発信の安易さから、個人・団体や不特定多数の者を誹謗中傷したり、差別を助長・誘発したりする情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。また、性的な画像などを撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板などに公表するいわゆるリベンジポルノにより、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害も発生しています。多くの子どもたちも、身近にあるゲーム機や携帯電話などを通してインターネットを利用しており、使い方を誤ると日常生活に支障が出たり、友人関係のトラブルや犯罪に巻き込まれたりする危険性があります。

いったん掲載された情報は、発信者の意図にかかわらず、瞬時に拡散し、完全に削除することは困難です。

2017（平成29）年、プロバイダ・通信関係団体が、「契約約款モデル」を改訂し、「差別を助長・誘発する同和地区を示す情報」と「ヘイトスピーチ」について、削除対象となる「違法・有害情報」に該当することを明確化しました。インターネット上の差別事象・人権侵害や悪質な書き込みを防ぐため、実態把握を行うとともに、情報の発信者がモラルと人権意識を高め、自らの発信する情報に責任を持つこと、また利用者も情報に惑わされることなく、主体的・批判的に読み解く能力（メディア・リテラシー）を高めることが求められています。

実現する姿

自らの情報が適切に取り扱われるまち、はんなん

施策の方向性

ア 人権意識の高揚と正しい利用の促進

(ア) インターネット上での差別事象、人権侵害に関する教育・啓発の推進

- a 学校におけるネットいじめ防止プログラム等の実施
- b 学校における情報モラル教育の充実
- c 市民啓発講座の開催
- d 市職員におけるインターネット上での差別事象、人権侵害に関する研修の実施
- e 学校・家庭・地域の協働・連携の強化

(イ) 人権課題の把握と対応

- a 実態の把握
- b 相談窓口の設置
- c 人権侵害への適切な対応
- d モニタリングの実施
- e 早期発見のためのネットボランティアの活用

市民・教育関係者・事業者のみなさんへ

- ・インターネットで、情報発信をするときは、自らが発信する情報に責任を持ちましょう。また、情報を収集するときは、さまざまな情報の中から正確な情報を見つける力をつけましょう。

(9) 性的マイノリティに関する人権課題

現状と課題

性のあり方は、身体または遺伝子上の性、性的指向（好きになる相手の性別）、性自認（心の性）など、さまざまな要素があります。また、男性・女性のどちらかということではなく、さまざまなバリエーションが存在し、揺れ動き、年齢とともに変化することもあります。

しかしながら、性別は男性と女性の2つの分類しかないとされ、異性愛が当たり前とされる中、それ以外の性のあり方への理解については十分と言いがたい状況にあります。また、性自認に関しては、身体の性と心の性との食い違いに悩みながら、社会の中で偏見にさらされ、社会生活上で支障をきたしたり、職場や学校などで嫌がらせやいじめ、差別を受け、苦しんでいる人々がいます。

2004（平成16）年施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障害者の人々のうち、一定の要件を満たせば、戸籍上の性別記載を変更できるようになりました。

2015（平成27）年には、文部科学省が、性的指向や性自認について悩みを抱える児童生徒に対し、きめ細やかな対応の実施などを定めた通知を出し、教育現場における取組の必要性が高まっています。

今後は、多様な性のあり方を当たり前とした社会づくりのため、一層の取組が求められます。

実現する姿

多様な性のあり方を当たり前とし、だれもが自分らしく生きることのできるまち、はんなんの実現

施策の方向性

ア 性の多様性、性的マイノリティへの理解促進

(ア) 教育・啓発の推進

- a 正しい理解と認識を深めるための市民啓発講座の開催
- b 学校における教育の推進
- c 市職員、教職員への研修
- d 正しい理解と認識を深めるための広報活動

e ALLY（アライ）※の取組の推進

※ALLY（アライ） 性的マイノリティの当事者でない人が、対等の関係で、性的マイノリティを理解し支援するという考え方。あるいは、そうした立場を明確にしている人々をさす言葉。

イ 多様な性が尊重されたまちづくり

(ア) 性的マイノリティへの支援

- a 相談体制の充実
- b 情報提供
- c 慣習、制度等における差別の解消

市民・教育関係者・事業者のみなさんへ

・性のあり方が多様であることを理解しましょう。

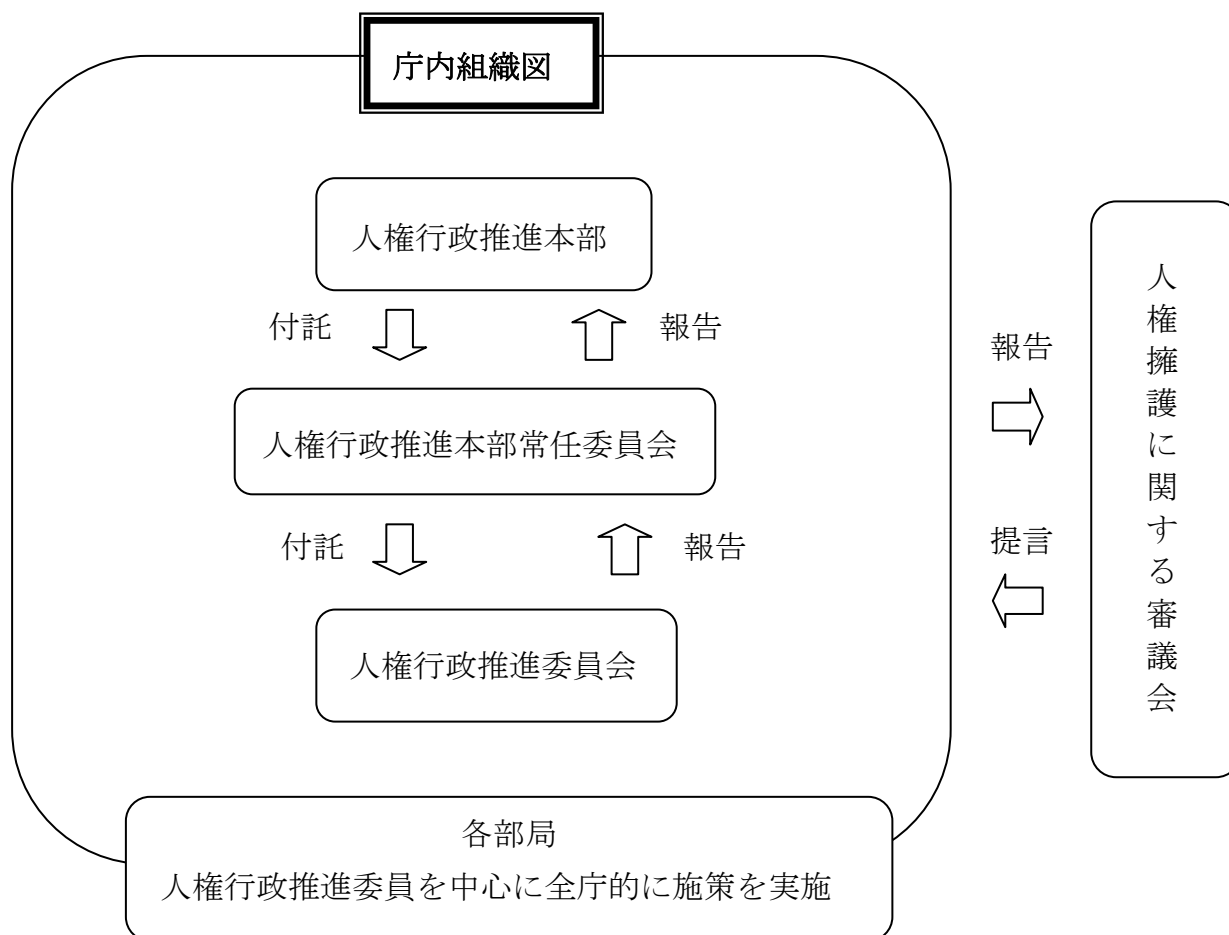
(10) 上記以外の人権課題

以上のほか、「犯罪被害者や遺族」、「アイヌの人々」、「北朝鮮による拉致」、「刑を終えて出所した人々や家族」、「人身取引（トラフィッキング）」、「震災に起因する事案」、「ホームレス」、「見た目問題」、「自死や遺族」、「水俣病」などの人権をめぐるさまざまな問題が存在しており、問題が複合的に現れることもあります。あらゆる偏見や差別をなくしていくため、さまざまな施策の推進を図ります。

第7 推進にあたって

1 推進体制の確立

(1) 庁内推進体制



本基本方針に基づき、総合的な見地から整合性のある施策を計画的に推進するために、庁内では、市長を本部長とする人権行政推進本部を、また、本部の所掌事務を検討及び調整するために常任委員会を、さらに、本部の所掌事務を推進するために人権行政推進委員会をそれぞれ設置し、人権施策の庁内推進体制を確立します。

また、「阪南市人権擁護に関する条例」に基づき設置されている「阪南市人権擁護に関する審議会」を開催し、計画の進捗状況や人権施策に関する調査・審議を行います。

これらの推進体制において、本市の人権施策全般の企画、調整と点検を図り、効果的な施策を推進します。

また、市職員の人権感覚を常に鋭敏に保つため、「阪南市人材育成基本方針」に基づき、研修リーダーの育成、研修計画の充実など組織的に研修体制の整備を図ります。

(2) 大阪府及び他市町村との連携

本市の人権施策を効果的に推進するためには、大阪府や他市町村の実施する施策との連携が不可欠です。人権課題の共有を行ったうえで、人権施策に関する情報の交換や、人権施策の協働など、大阪府や他市町村との連携を積極的に進めていきます。

(3) 市民、地域団体、NPO、事業所との連携

本市ではこれまで、阪南市人権協会をはじめとする地域団体、NPO、事業所などの諸団体が人権問題解決のためのさまざまな取組を行ってきました。人権施策を効果的に推進していくために、今後ともより一層連携を深め、協働関係の構築を図ります。

また、すべての人の人権が尊重され、安心して生活できるまちづくりのためには、市民がその担い手であることを自覚し、人権意識の高揚に努めることが重要です。市民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことを活かせるよう、市民、地域団体、NPO、教育関係者、事業者などとの連携を深めながら、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、市民の自発的な取組を支援していきます。

2 進行管理

人権施策の着実な推進を確保するためには、本市の実情を踏まえた施策を立案し、その進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。

そのため、本計画に基づく施策については、毎年、進捗状況を調査します。

各事業の実施状況、目標の達成状況は、阪南市人権擁護に関する審議会に報告し、その評価を受け、計画の進捗状況を市民に分かりやすく公表します。

資料

1 数値目標（活動指標）

設定目標	2018(平成30)年度 現状値	2028年度 目標値	担当課
審議会等委員に占めるの女性委員の割合	審議会等 31.0% 委員会等 8.8%	審議会等 40~60% 委員会等 30%	関係各課
審議会等委員における女性委員参画比率が0%の審議会等の割合	審議会等 16.7% 委員会等 66.7%	審議会等 0% 委員会等 0%	関係各課
管理職的地位にある職員に占める女性割合	15.9%	30% (2025年度)	人事課
小中学校の教職員の教頭以上に占める女性割合	30.8%	33.3%	学校教育課
就労に関するセミナーや講座の実施回数と女性の参加率	3回 46.1% (平成29年度)	3回 70%	まちの活力創造課
就労支援相談者の就職率	8.4% (平成29年度)	20%	まちの活力創造課
障害者施設から一般就労への移行者数	9人	6人 (2020年度)	市民福祉課
がん検診受診率	乳がん検診 14.4% 子宮がん検診 18.4% (平成29年度)	乳がん検診 50% 子宮がん検診 50%	健康増進課
介護予防教室延参加者	23,302人	19,700人 (2021年度)	介護保険課
健康教育参加者数	673人 (平成29年度)	875人	健康増進課
阪南市内の犯罪認知件数	342件	183件	生活環境課
社会教育関係団体に対する人権研修会の実施	5回	5回	生涯学習推進室
フォーラム等男女共同参画に関する啓発活動への参加者数	年間延べ 476人	年間延べ 240人	人権推進課
男性のみの読み手によるおはなし会の継続的な実施	2回実施 読み手:延べ10人 参加者:延べ67人	2回実施 読み手:延べ10人 参加者:延べ69人	図書館

設定目標	2018(平成30)年度 現状値	2028年度 目標値	担当課
男性の生活自立力向上のためのセミナー等への男性の参加者数	年間延べ 74人 (平成29年度)	年間延べ30人	公民館
男性の生活自立力向上のためのセミナー等への参加者数	44人 (平成29年度)	60人	健康増進課
子どもの居場所事業の実施	7カ所	7カ所	生涯学習推進室
「はなてい・まなびばネット」の実施	20回	30回	生涯学習推進室
男女共同参画に関する図書・資料の充実	462冊	510冊	図書館
健康教育参加者数	673人 (平成29年度)	875人	健康増進課
人権に関する啓発活動への参加者数	年間延べ 1,727人	年間延べ 1,527人	人権推進課
乳幼児健診受診率	97.8% (平成29年度)	98%	健康増進課
留守家庭児童会の小学生受入れ率	21.8%	23%	生涯学習推進室
グリーンベルトの設置延長	2.6km	3.6km	土木管理室
地域包括支援センターにおける相談件数	2,816件	6,500件 (2021年度)	介護保険課
健康遊具の設置数	50基	60基	土木管理室
生涯スポーツ指導者の育成人数	172人	200人	生涯学習推進室
障がい者・児スポーツ教室や交流大会の実施	年間9回	年間10回	生涯学習推進室
障がい児・者スポーツ、文化芸術活動に関する資料の充実	障がい者スポーツ 11冊 芸術スポーツ 15,837冊	障がい者スポーツ 15冊 芸術スポーツ 15,850冊	図書館
放置自転車の撤去台数	115台	100台	土木管理室
阪南市内の街頭犯罪認知件数	100件	25件	生活環境課

設定目標	2018(平成30)年度 現状値	2028年度 目標値	担当課
本人通知制度の周知と登録件数	登録者 267人	登録者 300人	市民課
国際交流事業の実施	1回	3回	生涯学習推進室

2 各事業の担当課

(1)男女共同参画に関する課題			
大項目	中項目	小項目	担当課
ア あらゆる分野における男女共同参画社会づくり	(ア)意思決定の場への女性の参画の拡大	a 審議会等への女性の参画の促進	関係各課
		b 女性職員・女性教員の管理職への登用の推進	人事課
			学校教育課
		c 事業者や地域における意思決定の場への女性の参画の促進	人権推進課
			まちの活力創造課
			地域まちづくり支援課
	d 女性の人材育成	人事課	
		人権推進課	
		関係各課	
	(イ)雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり	a 事業所に対して、男女が共に働きやすい職場づくりのための働きかけ	人権推進課
			まちの活力創造課
		b 女性や若者等のための就労支援	まちの活力創造課
			人権推進課
			介護保険課
市民福祉課			

ア あらゆる分野における男女共同参画社会づくり	(イ) 雇用の場における女性の活躍と男女共同参画の職場づくり	c ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	人権推進課
			まちの活力創造課
			こども家庭課
			人事課
(ウ) 地域における男女共同参画の推進(まちづくり、防災・復興等)	a 男女共同参画の視点に立った地域活動等の促進	地域まちづくり支援課	
	b 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	危機管理課	
(ア) 生涯を通じた男女の健康支援	a 生涯を通じた心身の健康保持・増進	健康増進課	
		介護保険課	
	b 健康をおびやかす課題に対する対策の推進	学校教育課	
		健康増進課	
イ 個人の人権が尊重される社会づくり	(イ) あらゆる暴力の根絶	a 暴力を容認しない社会風土の醸成	人権推進課
			こども家庭課
			各保育所
			各幼稚園
			学校教育課
			生活環境課
		生涯学習推進室	
		b 暴力被害者のための相談窓口や支援機関の周知・充実	人権推進課
			市民福祉課
			こども家庭課
			介護保険課

イ 個人の人権が尊重される社会づくり	(イ)あらゆる暴力の根絶	b 暴力被害者のための相談窓口や支援機関の周知・充実	学校教育課
		c セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	人権推進課
			まちの活力創造課
			人事課
			学校教育課
		d DV防止対策の推進	人権推進課
			こども家庭課
			介護保険課
			市民福祉課
			健康増進課
	学校教育課		
	教育総務課		
	生活支援課		
	市民課		
各保育所			
各幼稚園			
秘書広報課			
(ウ)さまざまな困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	a セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり	秘書広報課	
		介護保険課	
		市民福祉課	

イ 個人の人権が尊重される社会づくり	(ウ)さまざまな困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	a セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に困難な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり	人権推進課
			生涯学習推進室
			行政経営室
			健康増進課
			都市整備課
			関係各課
		b ひとり親家庭への支援	こども家庭課
ウ すべての世代への男女共同参画意識の浸透	(ア)男女共同参画の意識づくり	a 固定的な性別役割分担意識の解消	人権推進課
			学校教育課
			秘書広報課
			総務課
			図書館
			関係各課
	b 男女共同参画意識の向上	人権推進課	
		人事課	
		こども家庭課	
		介護保険課	
(イ)子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり	a 保育所、幼稚園、小中学校での男女平等教育・保育の推進	市民福祉課	
		健康増進課	
		学校教育課	
		各保育所	

ウ すべての世代への男女共同参画意識の浸透	a 保育所、幼稚園、小中学校での男女平等教育・保育の推進	各幼稚園	
		学校教育課	
		こども家庭課	
		人権推進課	
		健康増進課	
	(イ)子どもの頃からの男女平等・男女共同参画の意識づくり	b 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進	各保育所
			各幼稚園
			学校教育課
	c 家庭・地域での子どもがのびのびと育つ教育の推進		人権推進課
			生涯学習推進室
			各保育所
			各幼稚園
			学校教育課
		こども家庭課	
(ウ)多様な選択を可能にする生涯学習の場の確保	a 多様な選択を可能にする学習機会の提供	生涯学習推進室	
		図書館	
		市民福祉課	
		介護保険課	
		健康増進課	
		人権推進課	
(エ)男性に向けた男女共同参画推進の支援	a 家庭・地域への男性の参加・参画の促進	人権推進課	

ウ すべての世代への男女共同参画意識の浸透	(エ)男性に向けた男女共同参画推進の支援	a 家庭・地域への男性の参加・参画の促進	まちの活力創造課
			公民館
			こども家庭課
			健康増進課
(2)子どもに関する課題			
ア 子どもの人権の尊重	(ア)教育・啓発の推進	a 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の普及啓発	子育て総合支援センター
			子育て総合支援センター
		b 子どもの人権に関する啓発講座の開催	公民館
			人権推進課
			学校教育課
		c 子どもの人権に関する保護者対象の教育講演会の開催	各幼稚園
			こども家庭課
			各保育所
			学校教育課
		d 教職員における人権研修の充実	こども家庭課
学校教育課			
人権推進課			
e 広報活動の充実	各幼稚園		
	各保育所		
	こども家庭課		
	学校教育課		
イ 子どもの育・保育の頃からの人権教育	(ア)保育所、幼稚園、小中学校における人権教育・保育の推進	a 全教育・保育活動における人権意識の涵養のための人権教育・保育	各幼稚園
			各保育所
			こども家庭課
			学校教育課

ウ 子どもの人権侵害の防止と子どもの支援体制	(ア)いじめ・児童虐待等の人権侵害の防止	a 阪南市いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営	学校教育課
		b 阪南市いじめ防止対策委員会の設置・運営	学校教育課
		c 保育所、幼稚園、小中学校におけるいじめの予防、早期発見、早期解決の取組の推進	各保育所
			各幼稚園
			こども家庭課
		学校教育課	
	d 阪南市児童虐待防止ネットワーク会議の開催	子育て総合支援センター	
	e 養育支援訪問の実施	子育て総合支援センター	
	(イ)相談体制の充実	a 相談窓口の充実	こども家庭課
			学校教育課
(ウ)支援体制の充実	a 適応指導教室(サリダ)の充実	学校教育課	
		b 障がい児施策の充実	こども家庭課
	子育て総合支援センター		
	学校教育課		
	教育総務課		
	市民福祉課		
	危機管理課		
c 社会的擁護体制の推進	こども家庭課		
エ が産安 で産心 きみ育 る育し 環育て 境てる づ子 くど りこ りも	(ア)子育てを地域全体で支える共生のまちづくり	a 母子の健康の確保	健康増進課
			こども家庭課
		b 子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	健康増進課

エ 安心して子どもを産み、育てること ができる環境づくり	(ア)子育てを地域全体で支える共生のまちづくり	c 仕事と子育ての両立支援	こども家庭課
			学校教育課
			教育総務課
			生涯学習推進室
		d 子育てに関する講座の開催	子育て総合支援センター
			公民館
		e 家庭訪問事業の充実	健康増進課
		f 地域子育て支援センターを拠点とした子育て支援体制の充実	子育て総合支援センター
		g 子育てに関する相談窓口の充実	市民福祉課
			子育て総合支援センター
			こども家庭課
			健康増進課
			学校教育課
		h 交流の場の設定	子育て総合支援センター
こども家庭課			
各保育所			
各幼稚園			
i 貧困の連鎖防止に向けた施策の充実	学校教育課		
	生活支援課		
j ひとり親家庭等への支援の充実	まちなちの活力創造課		
	こども家庭課		

育エ てる 安心 ことが でき る環 境を 産み つく	(ア)子育てを地域全体で支える共生のまちづくり	k 子どもの安全の確保対策の充実	こども家庭課
			土木管理室
			教育総務課
			学校教育課
(3) 高齢者に関する課題			
ア 高 齢 者 の 人 権 の 尊 重	(ア)高齢者の尊厳の保持	a すべての高齢者の人権の尊重・権利擁護の推進	人権推進課
		b 高齢者を守る身近な相談窓口の設置等支援体制の充実	介護保険課
		c 権利擁護に関する取組の充実	介護保険課
		d 身体拘束ゼロに向けた取組の推進	介護保険課
		e 孤立死の防止に向けた取組の推進	介護保険課 市民福祉課
イ 我 が 事 ・ 丸 こ と の 地 域 共 生 社 会 の 実 現	(ア)高齢者にやさしい安全なまちづくりの充実	a まちのバリアフリー化の推進	土木管理室 都市整備課
		b 公園の整備と利用促進	土木管理室
		c コミュニティバス運行事業の推進	都市整備課
		d 高齢者のニーズに対応した住宅の整備	介護保険課 都市整備課
		e 地域防災の推進と地域福祉	市民福祉課 危機管理課
		f 地域と連携した防犯・防災の体制の充実	危機管理課
		g 住民防火対策の推進と地域福祉	危機管理課

のイ 地 域 我 共 が 現 生 事 社 会 の 丸 ご と の 実	(イ)地域福祉活動の充実	a 市民参加による地域福祉の推進	市民福祉課	
			関係各課	
		b 社会福祉協議会の活動の充実	市民福祉課	
ウ 高 齢 者 の 自 立 促 進 と 生 き が い 活 動 の 充 実	(ア)介護予防と健康づくり	a 福祉サービスの充実	市民福祉課	
			介護保険課	
		b 保健サービスの充実	健康増進課	
			保険年金課	
				介護保険課
	(イ)健幸なまちづくりの推進	a 「阪南市健康増進計画・食育推進計画(中間評価)及び自殺対策計画」の推進	健康増進課	
		b はんなん体操の推進	健康増進課	
		c はんなん家族マイレージの推進	健康増進課	
	(ウ)高齢者の活躍の場づくり	a 高齢者の就労支援	まちの活力創造課	
		b シルバー人材センターの活動の推進	介護保険課	
		c 阪南市老人クラブ連合会及び地域老人クラブ活動の推進	介護保険課	
		d 老人福祉センターの充実	介護保険課	
		e スポーツ活動の推進	生涯学習推進室	
		f 生涯学習の推進	生涯学習推進室	
g ボランティア活動の推進		介護保険課		
エ 介 護 サ ー ビ ス の 充 実	(ア) 中長期的視点に立った取組	a 在宅医療・介護連携体制の構築	介護保険課	
		b 認知症施策の推進	介護保険課	
		c 地域ケア会議の強化	介護保険課	

エ 利用者本位の介護サービスの充実	(イ) 地域支援事業の実施(包括的支援事業・任意事業)	a 地域包括支援センター(包括的支援事業)の機能強化	介護保険課	
		b 任意事業の実施	介護保険課	
	(ウ) 介護保険制度の円滑な運営	a 居宅(介護予防)サービスの充実	介護保険課	
		b 施設サービスの充実	介護保険課	
		c 地域密着型サービスの充実	介護保険課	
		d 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	介護保険課	
		e 持続可能な介護保険制度の運営	介護保険課	
	オ 高齢者や超高齢社会への理解を深めるための普及・啓発の推進	(ア) 人権啓発の推進	a さまざまな機会を利用した啓発活動の推進	人権推進課
				介護保険課
			b 認知症サポーターの養成	介護保険課
(イ) 世代間交流の促進		a 保育所、幼稚園、小中学校や子ども会等の各種団体との相互交流の促進		各保育所
				こども家庭課
				各幼稚園
				学校教育課
		b 子どもボランティア活動の推進	介護保険課	
		学校教育課		
(4) 障がいのある方に関する課題				
ア 人権侵害の防止と権利擁護の充実	(ア) 身体拘束や虐待の防止に向けた取組	a すべての障がい児・者の人権の尊重の推進	人権推進課	
		b 「障害者虐待防止法」等による事業者、支援者への働きかけ	市民福祉課	
		c 障がい児・者を守る身近な相談窓口等支援体制の充実	市民福祉課	
	(イ) 権利擁護の推進	a 成年後見制度の推進	市民福祉課	
		b 市民後見人養成事業の推進	市民福祉課	

イ 障がい児・者の自立支援と社会参加の推進	(ア)暮らしを支える生活支援	a 日常生活を支える支援の充実	資源対策課
			市民福祉課
		b 障がい福祉サービスの充実	市民福祉課
		c 障がい児・者支援の充実	健康増進課
			こども家庭課
			子育て総合支援センター
			市民福祉課
	d 地域生活支援事業の充実	市民福祉課	
	e 障がい児・者スポーツ、文化芸術活動の振興	生涯学習推進室	
		図書館	
	f 多様な手段による情報提供とコミュニケーション支援の充実	秘書広報課	
		市民福祉課	
		介護保険課	
		保険年金課	
		税務課	
議会事務局			
公民館			
関係各課			
(イ)雇用・就労支援の充実	a 市内事業所への情報提供・啓発	市民福祉課	
	b 市職員採用における障がい者雇用の促進	人事課	
	c 障がい者就労施設等からの物品および役務の調達の推進	市民福祉課	

イ 障がい児・者の自立支援と社会参加の推進	(イ)雇用・就労支援の充実	d 障がい者就労施設等の製品の展示・販売の促進	市民福祉課
		e 就労者の定着支援・離職者の再チャレンジ支援のシステム構築	市民福祉課
		f 障がい者の職業能力開発事業の活用	まちの活力創造課
		g 精神障がい者社会生活適応訓練事業の促進	市民福祉課
		h 就労する障がい者への支援	市民福祉課
ウ だれもが住みやすい地域共生のまちづくりの推進	(ア)だれもが安心して生活できる環境づくり	a 住宅改修の支援	市民福祉課
		b バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、耐震化の推進	土木管理室
			都市整備課
		c コミュニティバス運行事業の推進	都市整備課
		d 放置自転車の撤去、迷惑駐車を取り締まり	土木管理室
		e 災害時支援体制の整備	危機管理課
市民福祉課			
f 防災・防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	生活環境課		
	まちの活力創造課		
エ インクルーシブ教育・保育システムの構築	(ア)支援教育・保育の充実	a 教育を受ける機会の確保	学校教育課
		b インクルーシブな教育・保育環境の整備	学校教育課
			教育総務課
			こども政策課
			こども家庭課
		c 支援学校と地域の保育所、幼稚園、小中学校との交流・連携	学校教育課
各保育所			

ス 育 ル エ テ ・ シ ン イ ン 構 の 育 シ 教 ク	(ア)支援教育・保育の充実	c 支援学校と地域の保育所、幼稚園、小中学校との交流・連携	各幼稚園	
オ 障 が い や 障 が い 児 ・ 者 へ の 理 解 を 深 め る た め の 教 育 ・ 啓 発 の 推 進	(ア)人権教育・啓発の推進	a さまざまな機会を利用した教育・啓発の推進	人事課 市民福祉課 人権推進課	
	(イ)交流の促進	a 保育所、幼稚園、小中学校、地域との相互交流の促進	学校教育課 各保育所 各幼稚園	
	b ボランティア市民活動フェスティバルの推進	市民福祉課		
	c 喫茶交流スペース「カフェ・はなてい」の充実	市民福祉課		
	(ウ)人材育成等	a 障がい児・者への理解促進を支援する人材バンクの充実	生涯学習推進室	
	b 障がい児・者への理解につながる事業に取り組む社会教育団体への支援	生涯学習推進室		
	c 学生ボランティア体験推進事業の促進	市民福祉課		
	d ボランティアセンター事業及びボランティア活動推進事業の促進	市民福祉課		
	e 障がい者団体への支援	市民福祉課		
	(5) 同和問題(部落差別)			
	ア 差 別 意 識 の 解 消 に 向 け た 人 権 教 育 の 推 進	(ア)同和問題(部落差別)の解決に向けた人権・同和教育・保育の推進	a 保育所、幼稚園、小中学校における人権・同和教育・保育の推進	各保育所 各幼稚園 学校教育課
		b 家庭・地域における人権・同和教育の推進	人権推進課	
		c 家庭・地域における人権・同和教育の推進	各保育所	
		d 家庭・地域における人権・同和教育の推進	各幼稚園	

ア 差別意識の解消に向けた人権教育の推進	(ア)同和問題(部落差別)の解決に向けた人権・同和教育・保育の推進	b 家庭・地域における人権・同和教育の推進	学校教育課
		c 各種団体、事業者等における人権・同和研修の推進	まちの活力創造課
			人権推進課
		d 市職員における人権・同和研修の推進	生涯学習推進室
			人事課
		e 教職員における人権・同和研修の推進	人権推進課
			学校教育課
		f 市職員における人権・同和教育のリーダーの育成	人事課
人権推進課			
g 教育・保育者における人権・同和教育のリーダーの育成	こども家庭課		
	学校教育課		
h 地域における人権・同和教育のリーダーの育成	人権推進課		
	生涯学習推進室		
イ 差別意識の解消に向けた人権啓	(ア)同和問題(部落差別)の解決に向けた人権啓発活動の充実	a 啓発講座の開催	人権推進課
		b 広報活動の充実	人権推進課
		c 街頭啓発活動の充実	人権推進課
		d 登録型本人通知制度の推進	市民課
人権推進課			
た ウ 人 権 文 化 が の 尊 重 さ ま ち さ づ れ く り	(ア)相談体制の充実	a 人権相談の充実	人権推進課
		b 生活相談の充実	市民福祉課
			生活支援課

ウ 人権が尊重されたり ちづくられた人権文化のま	(ア)相談体制の充実	c 健康相談の充実	健康増進課
		d 進路選択支援相談の充実	学校教育課
		e 地域就労支援相談の充実	まちの活力創造課
	(イ)実態把握	a 人権侵害の早期発見と適切な対応	人権推進課
		b 調査研究の推進	人権推進課
(6) 外国人に関する課題			
ア 多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発の推進	(ア)多文化共生社会の実現に向けた教育の推進	a 保育所、幼稚園、小中学校における多文化共生教育・保育の推進	各保育所
			各幼稚園
			学校教育課
		b 多文化共生事業の推進	生涯学習推進室
		c 市職員における多文化共生研修の推進	人事課
			人権推進課
	生涯学習推進室		
	d 教職員における多文化共生研修の推進	学校教育課	
	e 交流の促進	生涯学習推進室	
	(イ)多文化共生社会の実現に向けた啓発活動の充実	a 啓発講座の開催	人権推進課
			生涯学習推進室
		b 広報活動の充実	人権推進課
生涯学習推進室			
人イの 生在日 活外 支援国	(ア)生活の支援	a 多言語での生活情報の提供	秘書広報課
		b 相談窓口の充実	市民福祉課

イ 在日外国人の生活支援	(ア)生活の支援	b 相談窓口の充実	生活支援課
			人権推進課
			生涯学習推進室
		d 多言語進路ガイダンスの開催	学校教育課
		e 「やさしい日本語」の推進	全庁
ア 感染症についての正しい知識の普及	(ア)教育・啓発の推進	a 市職員における感染症についての正しい知識の普及	人事課
			健康増進課
		b 教職員における感染症についての正しい知識の普及	健康増進課
			学校教育課
		c 学校における感染症についての教育の推進	学校教育課
			健康増進課
		d 啓発講座の開催	健康増進課
			人権推進課
e 広報活動の充実	健康増進課		
	人権推進課		
イ 相談窓口の設置	(ア)相談体制の充実	a ハンセン病回復者相談窓口の充実	健康増進課
			人権推進課
		b 健康相談窓口の充実	健康増進課

(8) 情報化社会における人権課題			
ア 人権意識の高揚と正しい利用の促進	(ア)インターネット上での差別事象、人権侵害に関する教育・啓発の推進	a 学校におけるネットいじめ防止プログラム等の実施	学校教育課
		b 学校における情報モラル教育の充実	学校教育課
		c 市民啓発講座の開催	人権推進課
		d 市職員におけるインターネット上での差別事象、人権侵害に関する研修の実施	人事課
			人権推進課
	e 学校・家庭・地域の協働・連携の強化	学校教育課	
	(イ)人権課題の把握と対応	a 実態の把握	人権推進課
		b 相談窓口の設置	人権推進課
		c 人権侵害への適切な対応	人権推進課
		d モニタリングの実施	人権推進課
e 早期発見のためのネットボランティアの活用		人権推進課	
(9) 性的マイノリティに関する人権課題			
ア 性の多様性、性的マイノリティへの理解促進	(ア)教育・啓発の推進	a 正しい理解と認識を深めるための市民啓発講座の開催	人権推進課
		b 学校における教育の推進	学校教育課
		c 市職員、教職員への研修	人事課
			人権推進課
			学校教育課
		d 正しい理解と認識を深めるための広報活動	人権推進課
e ALLY(アライ)の取組の推進	人権推進課		
ま ち さ な い り づ れ が 多 く た ら し い 尊 厳	(ア)性的マイノリティへの支援	a 相談体制の充実	人権推進課

イ 多 様 な 性 が 尊 重 さ れ た ま ち づ く	(ア)性的マイノリティへの支援	a 相談体制の充実	学校教育課
			こども家庭課
			健康増進課
		b 情報提供	人権推進課
		c 慣習、制度等における差別の解消	人権推進課

2 人権に関する法律、条令、宣言

(1) 「世界人権宣言」

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権

利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 すべての人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えるか否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

1948年12月10日第3回国連総会採択（外務省による仮訳文）

(2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地

方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8

年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(3) 「非核平和都市宣言」

世界の恒久平和は全人類の願望である。しかるに、近年核軍拡競争は、とどまるどころを知らず人類の生存そのものが脅かされている。世界最初の核被爆国となった我が国は、再び「ヒロシマ、ナガサキ」の惨禍を繰り返させてはならない決意と責任を世界に示さなければならない。我が阪南町においても、日本国憲法に掲げる恒久平和の原則を町民生活の中に生かし、継承させていくことが人間尊重の精神を育み、自然と文化、そしてよりよい生活環境を守ることになる。よって、本町は国是である「非核三原則」の堅持を政府に強く求め、核兵器の廃絶を全世界に訴えるものである。

以上、宣言する。

昭和59年12月11日
大阪府泉南郡阪南町議会

(4) 「ゆとり宣言」

すべての国民が生活にゆとりをもち、充実した自由な時間とうるおいのある生活をおくることができるようにするには、人間性豊かな社会の建設にとってきわめて重要です。しかし、我が国の労働時間の現状は、欧米諸国と比較して年間で200時間から500時間も長く、そのことが多くの勤労国民の「家庭の幸せ」づくりの障害となり、豊かさが現実できない大きな要因となっています。阪南町議会は、ここに「ゆとり宣言」を行い、すべての国民が週に2日は仕事の手を休め、ときどき長い休みを楽しみ、日に団らんのある暮らしがおくれるよう、労働時間の短縮、生活環境の整備等、条件整備に全力を尽くします。

以上、決議する。

平成2年12月13日
大阪府泉南郡阪南町議会

(5) 「人権擁護都市宣言」

我々は、平和、民主主義、基本的人権の尊重を基本とする世界に誇り得る日本国憲法を有し、基本的人権の享有は永久の権利として何人にも保障されている。

しかし、現実の社会は、人間疎外と社会意識や道徳心の欠如を生み、部落差別、女性差別、障害者差別、アイヌ民族差別、外国人差別などにみられる人権侵害の事象が跡を絶たない。

こうした社会情勢の中であって、人権意識の高揚を図り、真の民主社会の建設に向け、ゆるぎない信念と決意のもと、基本的人権の擁護とあらゆる差別の撤廃を目指すことを確

認し、ここに阪南市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

以上、決議する。

平成5年6月11日

大阪府阪南市議会

(6) 「阪南市人権擁護に関する条例」

平成6年3月31日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民が日本国憲法に基づき、「基本的人権を享有し、法の下
の平等」を保障されているにもかかわらず、部落差別をはじめ、女性、障害者、在日外
国人等への差別など、さまざまな差別により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑
み、根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし、もって、人権尊重を基調とする差別の
ない明るい阪南市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行
政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくす
ための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を温存助長する行為をしないよう
努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、社会福祉の充実、職業の
安定、教育・文化の向上及び人権擁護等の施策を総合的かつ計画的に推進するよう努め
るものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、市民組織、企業、行政等
との有機的な連携を強化し、人権啓発活動を充実することにより、差別をゆるさない世
論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(意識調査等の実施)

第6条 市は、前2条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、意識調査等
を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、
国、府及び人権関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議する機関として、阪南市人権擁護に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の運営に関する事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。



阪南市人権施策推進基本方針及び基本計画

2019（平成31）年3月発行

発行：阪南市

編集：総務部 人権推進課

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 35 番地の 1

TEL 072-471-5678

FAX 072-473-3504

ホームページ [http:// www.city.hannan.lg.jp/](http://www.city.hannan.lg.jp/)